

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

岡山県人事委員会

目 次

別紙第1	報告	
第1	職員給与	1
第2	民間給与	
1	職種別民間給与実態調査	1
2	調査の実施結果	
(1)	初任給	2
(2)	給与改定	2
第3	職員給与と民間給与との比較	
1	月例給	3
2	特別給	3
第4	職員給与と国家公務員給与等との比較	
1	平均給与月額	3
2	ラスパイレス指数	4
第5	物価及び生計費	4
第6	人事院の給与等に関する報告、勧告	4
第7	むすび	
1	職員給与	
(1)	給料表	10
(2)	初任給調整手当	10
(3)	期末手当及び勤勉手当	10
(4)	社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）	11
2	公務員人事管理	
(1)	人材の確保・育成	11
(2)	人事評価制度	13
(3)	仕事と生活の両立支援	13
(4)	時間外勤務等の縮減	14
(5)	心の健康づくり	16
(6)	ハラスメントの防止	16
(7)	公務員倫理の徹底	17
3	給与勧告実施の要請	17
別紙第2	勧告	20

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与の実態を把握するとともに、職員給与等を決定するために必要な諸条件について調査した。

その結果は、次のとおりである。

第 1 職員給与

本年 4 月 1 日を基準として実施した「令和 5 年職員給与実態調査」によると、職員の総数は 18,571 人であって、その平均年齢は 41.4 歳、平均経験年数は 18.8 年、また、男女別構成は男性 59.0%、女性 41.0%、学歴別構成は大学卒 86.1%、短大卒 3.6%、高校卒 10.3%、中学卒 0.0%となっている。

これらの職員には、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の 5 種 9 表の給料表が適用されており、実際に支払われた職員全体の平均給与月額は、給料 346,779 円、扶養手当 9,493 円、地域手当 3,981 円、計 360,253 円となっている。

(資料第 1 表、第 2 表)

第 2 民間給与

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 246 の事業所を対象に、「令和 5 年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務と類似すると認められる職務に従事する者 8,731 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況や諸手当の支給状況等について、本年も引き続き調査を行った。

なお、本年の職種別民間給与実態調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、88.9%と非常に高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

2 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で39.6%（昨年38.7%）、高校卒で28.0%（同25.4%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で65.3%（同28.5%）、高校卒で64.8%（同44.2%）となっており、大学卒で34.7%（同71.5%）、高校卒で35.2%（同55.8%）の事業所においては、初任給を据え置いている。

また、新卒事務員及び新卒技術者の初任給の平均額は、大学卒で202,160円（昨年200,354円）、高校卒で170,112円（同167,646円）となっている。

（資料第13表、第15表）

(2) 給与改定

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は55.1%（昨年35.0%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.0%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は94.1%（昨年92.4%）となっているが、昇給額が昨年比べて増額となっている事業所の割合は40.7%（同25.5%）、減額となっている事業所の割合は1.1%（同5.4%）となっている。

（資料第16表、第17表）

第3 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢等の給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む実際に支払われた給与額を対比させ、精密に比較した。

その結果、次表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均2,782円(0.75%)下回っていることが明らかになった。

(別表第1、第2)

民間給与(A)	職員給与(B) (平均43.3歳)	較差(A)-(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
372,708円	369,926円	2,782円(0.75%)

注：民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.48月分に相当していた。これを職員の期末手当・勤勉手当(特別給)の年間の平均支給割合(4.40月)と比較すると、職員の期末手当・勤勉手当が民間の特別給を0.08月分下回っている。

(資料第20表)

第4 職員給与と国家公務員給与等との比較

1 平均給与月額

職員のうち代表的職種である行政職給料表の適用を受ける職員と、これに相当する国家公務員との本年4月における平均給与月額^{※1}を比較すると、職員では、平均年齢43.3歳で369,926円、国家公務員では、平均年齢42.4歳で404,015円となっている。

※1 国家公務員の平均給与月額は、人事院の「令和5年国家公務員給与等実態調査(令和5年4月1日現在)」に基づくものである。

2 ラスパイレス指数

令和4年4月1日現在の地方公務員の給与額等を調査した総務省の「地方公務員給与実態調査」によると、国家公務員を100とした場合の職員のラスパイレス指数^{*2}は100.5（前年100.5）となっている。なお、全都道府県の平均は99.8（同99.9）となっている。

※2 ラスパイレス指数とは、地域手当等の手当を含まない地方公共団体の一般行政職の給料表適用職員の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給額（本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較したものであり、現に支給されている給料額（俸給額）に基づいて算出される。

第5 物価及び生計費

「小売物価統計調査」（総務省）に基づく本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で3.5%、岡山市で3.7%上昇している。

また、本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した、本年4月における岡山市の標準生計費は、2人世帯で120,850円、3人世帯で162,690円、4人世帯で204,530円となっている。

（資料第24表、第25表）

第6 人事院の給与等に関する報告、勧告

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告し、給与の改定について勧告した。併せて、公務員人事管理について報告し、勤務時間の改定について勧告した。

その概要は、次のとおりである。

基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01 

公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

02 

職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

03 

多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致
幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化
交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実
民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討
優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進
人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等
個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与と制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて
勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまでではなく、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与（行政職俸給表(一)）月額 407,884円 (+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円 (+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給（行政職俸給表(一)）総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表（別添参照）

【別添】給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

<p>1 人材の確保への対応</p> <p>潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大</p> <p>① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新卒初任給の引上げ ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ <p>② 民間人材等の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) ・ 特定任期付職員のボーナス拡充 ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給 	<p>2 組織パフォーマンスの向上</p> <p>役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化</p> <p>① 役割や活躍に応じた処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大 ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲) <p>② 円滑な配置等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域手当の大きくくり化 ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大 	<p>3 働き方やライフスタイルの多様化への対応</p> <p>働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養手当の見直し ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】 ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲) ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)
--	---	---

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

第7 むすび

1 職員給与

職員給与等の決定に係りのある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(1) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っていることが判明した。

本委員会としては、この較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行うこととした。

改定に当たっては、優秀な人材確保が重要な課題となっている本県の実情に鑑み、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、初任給を始め若年層に重点を置いた改定を行うこととした。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえて改定し、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表と同様の改定を行うこととする。

また、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

(2) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の処遇を確保する観点から、国家公務員の初任給調整手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

(3) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とすることとする。

支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和6年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期と12月期で均等になるよう定めることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

人事院は、昨年 の 勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を示し、検討作業を進めるとしている。本委員会としても、今後、国や他の都道府県の動向を注視することとする。

2 公務員人事管理

(1) 人材の確保・育成

社会経済情勢や国際情勢がめまぐるしく変動し、行政課題が複雑・多様化する一方、社会全体のデジタル化の進展など、公務を取り巻く環境が大きく変化している。

また、新型コロナウイルス感染症の流行や頻発化・激甚化する自然災害など、県民の生活を脅かす深刻な事案も多く発生している。

こうした中であって、質の高い行政サービスを県民に提供し続けるためには、これまで経験したことのない課題に対しても、臨機応変で的確な判断と迅速な行動ができる、決断力や柔軟性を備えた人材を継続的に確保し、育成することが不可欠となっている。

しかし、近年、受験年齢層人口の減少に加え、国や他自治体、民間企業等との間での人材獲得に向けた競合が激化しており、優秀な人材の確保がより難しい状況になっている。中でも、官民を問わず人材獲得競争が特に激しい技術職では、これまでの取組にもかかわらず、専門分野の業務に支障をきたすことも懸念される状況が続いている。

本委員会は、これまでも新たな試験区分の創設や受験資格の拡大などに加え、時間と場所の制約を受けずに参加できるオンライン説明会の開

催や任命権者との連携による合格者の辞退防止を目的とした合格者交流会の実施、SNSを活用した情報発信などにも力を入れて取り組んできた。

また、各任命権者においても、体験を通じて公務への理解を深めるインターンシップの受入が行われている。

今後とも、こうした取組を通じ、受験者の大多数が情報収集の手段としているホームページの更なる充実を図るなど、学生等の興味・関心を高めることにより説明会への参加者を増やし、受験者の確保につなげていく。

特に、技術職の受験希望者に対しては、仕事説明・座談会等を通じ、学生等へのきめ細かい説明や募集活動を行うなど、引き続き、任命権者と連携しながら、一層強力な人材確保の取組を進める必要がある。

また、職員一人ひとりが高い意欲とやりがいを持って職務を遂行し、生き生きと働くことができる職場であることを受験希望者に発信することで、より優秀で意欲のある人材確保に向けた好循環につなげることができる。

このため、職場内の良好な人間関係や雰囲気づくりなどを含めた働きやすい職場環境整備に取り組むことも重要である。

障がい者の採用については、近年、任命権者においても積極的に採用を行ってきているところであるが、引き続き、各任命権者は、障がいの内容や程度に応じて能力が発揮されるよう、採用後に担う具体的な業務や職場環境の整備等について検討していく必要がある。

人材育成については、各任命権者において研修所や職場内での研修等に取り組んでいるが、ライフスタイルや働き方が多様化している状況において、異なるバックグラウンド、キャリア意識及び人生設計を持つ職員一人ひとりが、モチベーションと主体性を高め、持てる能力を最大限発揮できるよう、職員の職責やキャリア形成に応じ、計画的に職員の意識改革と能力開発に取り組んでいく必要がある。

また、職場におけるOJTの推進等を通じて、人を育てる職場環境を整備するためには、引き続き、管理職等を対象としたマネジメント能力の向上を図る研修の充実に取り組むことも有効である。さらには、職員の自主性を尊重した学びやスキルアップの機会を設けることも重要とな

る。

女性活躍推進については、これまでの取組により、管理職に占める女性の割合は徐々に増加している。引き続き、女性職員に多様な経験を積ませ、積極的に登用を進めていくとともに、高い職責を担うことを見据えたキャリア形成の道筋を示すなど、自らの意欲を引き出す取組が重要である。

(2) 人事評価制度

人事評価制度は、成績主義の原則に基づく人事管理の基礎となるものである。

定年の引上げや、これまで実施してきた新たな試験区分の創設や受験資格の拡大などにより、多様なキャリアを持った職員が増える中、任命権者において、職員の能力及び実績を的確に判断・評価し、任用や給与等に適切に反映していくことは、職員の士気及び組織活力の維持・向上の観点からも重要である。

また、各職場において、目標設定、面談及び日常の勤務における指導・助言を適切に行うことにより、人材育成につなげることも大切である。

このため、職種、職場によって公務の内容や勤務環境が異なることも踏まえながら、評価者は、評価対象者と適切なコミュニケーションを図り業務の遂行状況を的確に把握した上で適正に評価を行うことが重要である。これにより、評価者と評価対象者双方にとって納得性のある制度として維持し、本来の制度趣旨を十分発揮できるよう、引き続き、管理職員等の評価・育成能力の向上に向けた研修に取り組むことが重要である。

(3) 仕事と生活の両立支援

本県においては、これまで育児休業や介護休暇、不妊・不育治療に係る休暇等について逐次拡充が図られてきた。引き続き、各任命権者においては、職員に対してワーク・ライフ・バランスへの一層の理解や年次有給休暇の取得、各種休業・休暇制度の積極的な活用を促していくことが必要である。

特に、本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、国・地方の公務員に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、先行的

に目標の前倒しを進めることとされたところであり、男性職員が子育て等に参画できる環境整備に、より一層計画的に取り組む必要がある。

また、職員一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、妊娠、出産、子育て、介護に安心して向き合うことができるよう、支援制度が利用しやすい雰囲気や職場内の良好な人間関係など働きやすい職場環境整備に取り組む必要がある。そうした職場環境の実現は、公務能率と行政サービスの向上を図る上でも極めて重要である。

なお、在宅勤務を含むテレワークや早出遅出勤務など多様で柔軟な働き方は、育児や介護で時間的な制約がある職員などの能力発揮やワーク・ライフ・バランスにも資するものであるが、勤務時間管理や業務中のコミュニケーションなど様々な課題があることから、各任命権者において実施している試行等を通じて、引き続き課題解決への方策について検討していく必要がある。

同様に試行中である休息时间確保のための遅出勤務（勤務間インターバル）については、その実施により睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、職員の健康維持のために不可欠であり、ワーク・ライフ・バランスにも資するものであるため、併せて、試行を通じて休息時間の確保の方策について検討していく必要がある。

(4) 時間外勤務等の縮減

本県は、平成31年4月から、時間外勤務命令の上限規制を導入している。この制度においては、特例業務（大規模な災害への対応その他県民の生命、身体及び財産を保護するために緊急に対応する必要がある業務等）に従事する職員に対しては、上限を超えて時間外勤務を命ずることができることとしているが、その場合、各任命権者は要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

令和4年度において上限を超えて時間外勤務を命じられた職員は、教育庁と警察本部において前年度より減少した。一方、知事部局では、新型コロナウイルス感染症対応業務に加え、県内各地で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置対応業務に全庁を挙げて当たったため、大幅に増加している。

特例業務に該当する時間外勤務命令は、制度上認められているものとはいえ、長時間の時間外勤務は、心身両面の負担が非常に大きいことから、管理監督者は、職員の健康管理に一層の注意を払うとともに、特定の職員に長時間勤務が集中しないよう、臨機応変に業務分担の見直しを行うなど負担の平準化を図る方策を積極的に講じる必要がある。

また、特例の適用は極めて限定的に判断し、真にやむを得ない場合に限るとともに、上限時間を超えて命じた要因の分析・検証に基づく対策を十分に講じる必要がある。

一方、教育委員会においては、平成29年度からの「働き方改革プラン」に基づく取組に加え、現在は、昨年3月に策定した「令和4～6年度学校における働き方改革重点取組」に基づき、時間外在校等時間の削減に取り組んでいる。

令和5年6月に実施した教職員勤務実態調査結果によれば、こうした取組により、令和元年6月と比べ時間外在校等時間は減少しているものの、県立高校における時間外在校等時間の平均は月51.6時間と、平均で月45時間を超える状況となっており、80時間を超える者の割合も、16.8%と、憂慮すべき状況が続いている。

今後、特に長時間になっている者を始め、個々の教育職員の時間外在校等時間の実態を十分に把握・分析し、これまでの取組を充実、強化していく必要がある。その上で、やりがいを持って生き生きと働ける環境を、教育委員会、各学校の管理監督者及び各教職員が一丸となって作り上げていくことが不可欠である。

各任命権者には、これらの上限規制の制度の趣旨を十分に理解し、管理監督者も含めた時間外勤務等の縮減に向けて、業務の削減・合理化や業務配分の適正化を徹底した上で、業務量に応じた適正な執行体制を確保するといった抜本的な対策を検討し、具体的な取組を進めるよう求めるものである。

また、近時、平成30年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症の拡大、高病原性鳥インフルエンザの多発などにより、厳しい勤務環境が続く中、多くの職員が特例業務に従事し、心身両面の負担が非常に大きくなっている。そのような状況を鑑みれば、大規模災害等、緊急性の高いものについては、やむを得ないと認められるものの、内部管理事務など、業務

量や発生時期をある程度予測できるものについては、時間外勤務等の縮減に向けた取組を強化し、更なる改善につなげていく必要がある。

時間外勤務等の縮減は、職員の心身の健康、公務能率の保持のみならず、ワーク・ライフ・バランス、優秀な人材確保の観点からも、取り組むべき喫緊の課題である。各任命権者においては、縮減に向け不断の努力を払い、更に強い姿勢で臨まなければならない。

(5) 心の健康づくり

心の健康の問題により、病気休暇を取得、又は長期間休職する状況にある職員は、依然として相当数に上る。心の健康の問題は、一旦発症すれば長期化し、復職後の再発リスクも高い傾向があるため、何よりも未然防止が肝要である。

昨年度は、心の健康の問題により病気休暇を取得した職員及び病気休職した職員が、ともに前年度から微減となったものの、長引く新型コロナウイルス感染症への対応や県内各地で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置対応など、依然として職員の心身に大きな負荷がかかっていることも懸念される。

こうした状況を踏まえ、各任命権者は、職場環境や勤務実態の把握を通じて勤務状態の改善などの未然防止策に一層取り組むとともに、メンタルヘルス不調に陥った職員の早期発見と早期対応に努めることが必要である。また、一旦発症した職員が円滑に職場に復帰し、その後の再発を防止するため、関係機関等との連携の強化を図ることも重要である。

管理監督者には、自らのメンタルヘルスの状況を含め、職員の状況に常に心を配り、問題の兆候を早めに把握してその解消に努めるなど、より積極的な取組が求められる。

(6) ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等は、重大な人権侵害であり、被害を受けた者の心に深い傷を負わせるだけでなく、職場環境や組織全体にも悪影響を及ぼすものである。

こうしたことを踏まえ、各任命権者においては、管理監督者を含めた

職員への研修等を通じてハラスメント行為の予防をはじめとした意識啓発を図るとともに、相談窓口の周知等を行っている。引き続き、ハラスメントを根絶する強い意志を持って、職員が相談しやすい体制整備など、あらゆるハラスメント行為の未然防止や解決に向け、強力に取り組む必要がある。

(7) 公務員倫理の徹底

本県職員の多くが真摯な姿勢で日々の業務に取り組む一方、依然として不祥事が後を絶たない。各任命権者においては、これまでの取組を検証するとともに、あらゆる機会を通じて服務規律の遵守を徹底し、管理監督者はもとより職員一人ひとりが公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って、全力で職務に精励できるよう、不祥事の根絶に向けた取組を強く推し進めなくてはならない。

3 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、職務に精励する職員に、こうした方法により決定された適正な給与を支給することは、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支店長 工場長	・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長
部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部 次 長	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者
課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課 長 代 理	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者
係 長	・ 係の長及び係長級専門職 ・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者
主 任	・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者
係 員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
等級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	本庁部次長	課 長		
7級	本庁困難課長		課長代理	課 長
6級	本庁課長	課 長		
5級	副参事		課 長	
4級	主幹	係 長		課長代理
3級	主任		係 長	
2級	主事 技師	主 任		主 任
1級			係 員	

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当について

ア 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。

イ 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を51,100円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和5年12月期の支給割合

(ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分(特定幹部職員にあつては1.05月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分(特定幹部職員にあつては、1.25月分)とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を、0.7月分(特定幹部職員にあつては、0.6月分)とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分(特定幹部職員にあつては、0.6月分)とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、12月に支給される

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

(ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（特定幹部職員にあつては、1.025月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（特定幹部職員にあつては、1.225月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分（特定幹部職員にあつては、0.5875月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分（特定幹部職員にあつては、0.5875月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)のアについては令和5年12月1日から、第1の2の(2)のイについては、令和6年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,500	212,800	245,900	276,600	300,400	328,800	371,200	416,000	465,600
	2	167,600	214,500	247,400	278,200	302,500	331,000	373,800	418,400	468,700
	3	168,800	216,200	248,800	279,700	304,500	333,200	376,200	420,900	471,700
	4	169,900	217,600	250,200	281,300	306,400	335,200	378,600	423,300	474,700
	5	171,100	219,100	251,400	282,800	308,200	337,200	380,500	425,200	477,700
	6	172,200	220,900	253,000	284,500	310,000	339,200	383,000	427,300	480,700
	7	173,300	222,600	254,500	286,300	311,700	341,100	385,300	429,400	483,700
	8	174,400	224,300	255,900	288,100	313,900	343,000	387,800	431,600	486,800
	9	175,400	225,700	257,000	289,800	315,500	344,900	390,200	433,500	489,500
	10	176,800	227,200	258,400	291,700	317,700	346,900	392,800	435,600	492,600
	11	178,200	228,700	259,900	293,500	319,900	348,900	395,400	437,700	495,600
	12	179,500	230,100	261,200	295,300	321,900	350,900	398,000	439,600	498,700
	13	180,700	231,500	262,500	297,100	323,900	352,700	400,300	441,300	501,400
	14	182,200	233,000	263,700	298,700	325,900	354,700	402,600	443,100	503,700
	15	183,700	234,600	264,900	300,200	327,800	356,600	404,800	445,000	506,000
	16	185,300	236,100	266,100	302,200	329,700	358,500	407,100	446,900	508,300
	17	186,500	237,400	267,300	303,700	331,600	360,200	408,900	448,700	510,300
	18	187,900	239,000	268,600	305,700	333,600	362,200	410,800	450,500	511,700
	19	189,300	240,500	269,900	307,700	335,500	364,000	412,700	452,300	513,200
	20	190,700	241,900	271,200	309,500	337,400	365,900	414,500	454,000	514,600
	21	192,000	243,100	272,600	311,200	339,100	367,800	416,300	455,800	515,800
	22	194,300	244,700	274,100	313,100	341,100	369,700	418,100	457,300	517,200
	23	196,600	246,200	275,700	315,000	343,100	371,600	419,900	458,700	518,700
	24	198,900	247,600	277,200	316,800	345,000	373,500	421,700	460,200	520,200
	25	201,100	248,600	278,800	318,500	346,400	375,400	423,300	461,600	521,300
	26	202,800	250,100	280,500	320,500	348,300	377,300	424,800	462,900	522,400
	27	204,400	251,400	282,100	322,500	350,200	379,200	426,300	464,200	523,600
	28	205,900	252,600	283,700	324,400	352,100	381,100	427,800	465,400	524,800
	29	207,400	253,700	285,300	326,100	353,700	382,600	429,300	466,400	525,800
	30	208,800	254,700	286,800	328,100	355,600	384,400	430,600	467,100	526,700
	31	210,100	255,600	288,400	330,100	357,400	386,200	431,900	467,900	527,600
	32	211,400	256,500	290,100	332,100	359,200	387,800	433,100	468,600	528,500
	33	212,800	257,400	291,200	333,300	361,000	389,500	434,300	469,300	529,300
	34	214,100	258,300	292,800	335,300	362,800	390,900	435,600	470,100	530,200
	35	215,400	259,100	294,500	337,200	364,500	392,300	436,900	470,800	530,900
	36	216,600	259,900	296,200	339,200	366,200	393,700	438,100	471,400	531,400
	37	217,900	260,600	297,600	341,100	367,600	395,100	439,300	471,900	532,100
	38	219,100	261,700	299,200	343,000	368,900	396,300	440,100	472,500	532,700
	39	220,300	262,900	300,800	344,900	370,200	397,500	440,900	473,100	533,500
	40	221,400	264,000	302,400	346,800	371,600	398,500	441,700	473,700	534,100
	41	222,400	265,200	303,900	348,600	372,700	399,600	442,300	474,200	534,600
	42	223,500	266,400	305,500	350,500	373,600	400,800	443,000	474,700	
	43	224,400	267,500	307,000	352,300	374,600	401,900	443,700	475,100	
	44	225,300	268,600	308,500	354,100	375,700	403,000	444,400	475,400	
	45	226,200	269,700	310,100	355,600	376,500	403,700	445,200	475,700	
	46	227,100	270,800	311,700	357,000	377,400	404,400	446,000		
	47	227,900	272,000	313,300	358,400	378,300	405,100	446,400		
48	228,700	273,200	314,800	359,900	379,100	405,800	447,100			

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	229,600	274,200	315,700	361,400	379,900	406,400	447,600		
	50	230,500	275,200	317,200	362,200	380,700	407,000	448,000		
	51	231,400	276,200	318,700	363,200	381,500	407,500	448,400		
	52	232,300	277,100	320,300	364,200	382,200	407,900	448,800		
	53	233,000	278,000	321,900	365,100	382,900	408,300	449,200		
	54	233,800	278,900	323,500	366,200	383,600	408,600	449,600		
	55	234,500	280,000	325,000	367,100	384,300	408,900	450,000		
	56	235,200	281,100	326,500	368,100	385,000	409,200	450,300		
	57	235,500	282,000	327,900	369,000	385,500	409,500	450,600		
	58	236,300	282,900	329,100	369,700	386,100	409,800	451,000		
	59	237,100	283,800	330,200	370,400	386,700	410,100	451,300		
	60	237,700	284,700	331,300	371,000	387,400	410,400	451,600		
	61	238,400	285,700	332,000	371,400	387,800	410,700	451,900		
	62	239,100	286,700	332,900	372,000	388,500	411,000			
	63	239,600	287,600	333,700	372,700	389,100	411,300			
	64	240,000	288,500	334,500	373,400	389,700	411,600			
	65	240,500	289,000	335,300	373,700	390,100	411,900			
	66	241,000	289,700	335,700	374,400	390,700	412,200			
	67	241,500	290,400	336,300	375,100	391,300	412,500			
	68	241,900	291,300	337,000	375,700	391,900	412,800			
	69	242,400	292,300	337,800	376,000	392,300	413,000			
	70	242,800	293,100	338,500	376,600	392,800	413,300			
	71	243,200	293,900	339,200	377,300	393,300	413,600			
	72	243,600	294,700	339,800	377,900	393,900	413,800			
	73	243,900	295,400	340,300	378,200	394,200	414,000			
	74	244,300	295,900	340,900	378,800	394,600	414,300			
	75	244,600	296,300	341,400	379,500	395,000	414,600			
	76	245,100	296,700	342,000	380,100	395,400	414,800			
	77	245,600	296,900	342,300	380,500	395,700	415,000			
	78	246,100	297,200	342,800	381,000	396,000	415,300			
	79	246,700	297,400	343,200	381,600	396,300	415,600			
	80	247,400	297,700	343,600	382,100	396,500	415,800			
	81	247,800	297,900	344,000	382,600	396,700	416,000			
	82	248,300	298,100	344,500	383,200	397,000	416,300			
	83	248,700	298,400	345,000	383,700	397,300	416,600			
	84	249,100	298,600	345,500	384,000	397,500	416,800			
	85	249,500	298,900	345,800	384,400	397,700	417,000			
	86	250,000	299,200	346,200	384,900	398,000				
	87	250,500	299,500	346,700	385,300	398,300				
	88	251,100	299,800	347,100	385,700	398,500				
	89	251,500	300,100	347,400	386,100	398,700				
	90	252,000	300,500	347,800	386,600	399,000				
	91	252,300	300,800	348,300	387,000	399,300				
	92	252,600	301,200	348,700	387,400	399,500				
	93	252,900	301,400	348,900	387,700	399,700				
	94		301,600	349,300						
	95		301,900	349,800						
	96		302,300	350,200						
	97		302,500	350,400						
	98		302,800	350,800						
	99		303,200	351,200						
	100		303,600	351,500						

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	101	円	303,800	円	351,800	円		円		円
	102		304,100		352,200					
	103		304,500		352,600					
	104		304,800		353,000					
	105		305,000		353,500					
	106		305,300		353,900					
	107		305,700		354,300					
	108		306,000		354,700					
	109		306,200		355,200					
	110		306,600		355,600					
	111		307,000		355,900					
	112		307,300		356,200					
	113		307,500		356,700					
	114		307,700							
	115		308,000							
	116		308,400							
	117		308,600							
	118		308,800							
	119		309,100							
	120		309,400							
	121		309,800							
	122		310,000							
	123		310,300							
	124		310,600							
	125		310,900							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額								
		191,800	219,600	261,900	281,300	296,400	321,900	363,700	396,900	448,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	192,800	209,000	233,100	270,000	308,400	332,100	357,900	391,500	431,100
	2	194,600	210,700	235,100	271,500	310,100	334,100	360,100	393,600	432,900
	3	196,500	212,500	236,900	272,900	311,700	336,000	362,300	395,400	434,800
	4	198,200	214,300	238,700	274,300	313,400	338,000	364,200	397,200	436,700
	5	199,700	216,300	240,600	275,800	314,800	340,000	366,100	398,800	438,100
	6	201,600	218,400	242,100	277,100	316,500	341,500	368,100	400,700	439,700
	7	203,400	220,700	243,600	278,500	318,400	343,100	370,100	402,400	441,300
	8	205,300	222,900	245,200	279,800	320,300	345,200	371,900	404,100	442,800
	9	207,000	224,900	247,000	280,900	321,900	346,700	373,600	405,700	444,200
	10	208,700	227,000	248,600	282,300	323,900	348,900	375,600	407,600	445,900
	11	210,400	229,100	250,300	283,600	325,900	351,100	377,600	409,600	447,500
	12	212,100	230,900	251,800	284,700	327,900	353,100	379,600	411,600	448,900
	13	213,800	232,800	253,300	285,800	329,800	354,900	381,400	413,200	449,800
	14	215,900	234,600	255,100	287,100	331,400	356,900	383,400	415,300	451,400
	15	218,000	236,300	256,800	288,100	333,000	358,800	385,400	417,300	453,200
	16	220,100	237,900	258,600	289,100	335,100	360,700	387,400	419,400	455,000
	17	222,200	239,700	259,900	289,800	336,600	362,600	389,000	421,100	456,500
	18	224,000	241,100	261,400	291,200	338,800	364,600	391,000	422,700	458,300
	19	225,900	242,400	262,900	292,500	340,900	366,500	392,900	424,300	460,100
	20	227,800	243,700	264,300	293,800	343,000	368,500	394,900	425,900	461,800
	21	229,800	245,300	265,800	294,800	344,700	370,200	396,600	427,400	463,400
	22	231,600	246,800	266,700	295,800	346,500	372,100	398,700	429,000	465,100
	23	233,200	248,400	267,800	297,000	348,300	373,900	400,700	430,400	466,700
	24	234,700	250,000	268,800	298,100	350,100	375,800	402,700	431,800	468,500
	25	236,400	251,500	269,600	299,000	352,000	377,500	404,200	432,900	470,000
	26	237,800	253,100	270,800	300,500	354,000	379,500	406,200	434,300	471,400
	27	239,100	254,600	272,000	302,100	355,900	381,500	408,200	435,800	472,900
	28	240,500	256,000	273,000	303,600	357,700	383,500	410,300	437,300	474,200
	29	242,100	257,000	273,800	305,200	359,500	385,300	411,800	438,600	475,400
	30	243,800	258,400	274,800	306,900	361,600	387,400	413,600	440,300	476,100
	31	245,400	259,800	275,900	308,600	363,400	389,400	415,200	441,900	476,800
	32	246,800	261,200	276,800	310,300	365,300	391,400	416,900	443,500	477,500
	33	248,300	262,600	277,300	311,600	366,700	393,200	418,500	444,900	478,000
	34	250,000	263,700	278,500	313,200	368,700	395,300	420,000	446,600	478,800
	35	251,500	264,900	279,500	314,900	370,600	397,300	421,500	448,300	479,500
	36	253,000	265,900	280,500	316,500	372,600	399,200	422,900	449,900	480,100
	37	254,000	266,900	281,100	318,100	374,500	400,900	424,100	451,300	480,400
	38	255,400	268,300	282,000	319,500	376,600	402,300	425,600	452,000	481,000
	39	256,800	269,500	282,800	321,100	378,500	403,600	427,100	452,700	481,500
	40	258,200	270,300	283,600	322,800	380,500	404,900	428,500	453,400	482,000
	41	259,600	271,200	284,400	324,100	382,400	405,900	430,000	453,800	482,500
	42	260,600	272,200	285,400	325,600	384,500	407,000	431,300	454,400	482,900
	43	261,700	273,200	286,300	327,300	386,500	408,000	432,500	455,100	483,300
	44	262,700	274,000	287,100	329,000	388,500	409,000	433,700	455,700	483,700
	45	263,400	274,600	287,900	330,500	390,200	410,100	434,700	456,500	484,000
	46	264,500	275,700	289,100	332,200	391,900	411,300	435,400	457,200	
	47	265,500	276,600	290,300	333,900	393,500	412,400	436,200	457,700	
	48	266,300	277,700	291,600	335,500	395,100	413,500	437,000	458,200	
	49	266,900	278,400	293,000	336,900	396,300	414,700	437,500	458,700	
	50	267,800	279,300	294,600	338,300	397,300	415,500	437,900	459,000	
	51	268,700	280,200	295,900	339,700	398,300	416,300	438,300	459,300	
	52	269,600	281,000	297,200	341,300	399,300	416,900	438,600	459,700	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	270,100	281,800	298,600	342,800	400,400	417,400	438,900	460,100	
	54	271,300	282,500	300,100	344,400	401,500	418,100	439,300	460,300	
	55	272,100	283,300	301,600	346,000	402,600	418,800	439,600	460,600	
	56	273,200	284,100	303,200	347,600	403,700	419,400	439,900	460,800	
	57	273,900	284,800	304,400	348,500	405,000	420,100	440,200	461,200	
	58	274,700	286,100	306,000	350,200	405,800	420,500	440,500	461,400	
	59	275,400	287,300	307,600	351,800	406,600	421,100	440,800	461,600	
	60	276,100	288,600	308,900	353,400	407,200	421,700	441,100	461,800	
	61	276,700	289,900	310,200	355,000	407,700	422,100	441,400	462,200	
	62	277,300	291,300	311,700	356,700	408,400	422,700	441,700		
	63	277,900	292,500	313,300	358,300	409,100	423,200	442,000		
	64	278,500	293,900	314,800	360,000	409,800	423,700	442,300		
	65	279,200	295,200	316,100	361,500	410,100	424,200	442,600		
	66	280,200	296,300	317,700	363,100	410,800	424,800	442,900		
	67	281,200	297,500	319,100	364,600	411,500	425,200	443,200		
	68	282,000	298,800	320,500	366,100	412,000	425,700	443,500		
	69	282,900	300,200	321,800	367,300	412,400	426,100	443,700		
	70	284,100	301,600	323,200	368,700	412,900	426,400	444,000		
	71	285,200	302,900	324,500	370,000	413,500	426,700	444,300		
	72	286,400	304,000	325,900	371,400	414,000	427,000	444,500		
	73	287,400	305,100	326,600	372,500	414,500	427,300	444,700		
	74	288,400	306,200	328,100	373,700	414,900	427,600	445,000		
	75	289,500	307,500	329,600	374,900	415,400	427,900	445,300		
	76	290,700	308,800	331,300	376,100	415,900	428,200	445,600		
	77	291,700	309,700	333,100	377,400	416,400	428,400	445,800		
	78	292,800	311,100	334,800	378,600	416,900	428,700	446,100		
	79	293,800	312,300	336,400	379,800	417,500	429,000	446,400		
	80	294,400	313,600	338,000	380,900	418,000	429,200	446,700		
	81	295,300	314,800	339,600	382,000	418,400	429,400	446,900		
	82	296,300	316,200	341,200	383,200	419,000	429,700	447,200		
	83	297,400	317,300	342,800	384,300	419,500	430,000	447,500		
	84	298,400	318,600	344,400	385,500	419,700	430,200	447,800		
	85	299,500	319,500	345,800	386,600	420,000	430,400	448,000		
	86	300,600	320,800	347,300	387,200	420,500	430,700			
	87	301,500	322,100	348,800	387,700	420,800	431,000			
	88	302,500	323,600	350,200	388,200	421,100	431,200			
	89	303,500	325,100	351,500	388,800	421,400	431,400			
	90	304,600	326,600	352,700	389,400	421,800	431,700			
	91	305,700	328,000	353,900	390,000	422,200	432,000			
	92	306,800	329,500	355,200	390,600	422,600	432,200			
	93	307,300	330,700	356,500	390,900	422,900	432,400			
	94	308,400	332,000	358,000	391,400					
	95	309,500	333,300	359,500	392,000					
	96	310,800	334,600	360,900	392,500					
	97	311,900	335,800	362,200	392,900					
	98	313,100	337,100	363,400	393,300					
	99	314,300	338,300	364,500	393,900					
	100	315,500	339,500	365,700	394,400					
	101	316,600	340,900	366,800	394,800					
	102	317,600	341,800	367,900	395,300					
103	318,600	342,800	369,000	395,900						
104	319,600	343,900	370,100	396,400						

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 円								
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の 職員	105	320,400	345,000	371,300	396,700					
	106	321,000	346,100	371,800	397,100					
	107	321,600	347,100	372,400	397,600					
	108	322,200	348,100	373,000	397,900					
	109	322,700	349,300	373,600	398,200					
	110	323,200	350,300	374,100	398,700					
	111	323,600	351,300	374,600	399,200					
	112	324,100	352,200	375,100	399,700					
	113	324,900	353,100	375,500	400,000					
	114	325,600	354,000	375,900	400,500					
	115	326,300	355,000	376,500	401,000					
	116	326,900	356,000	377,000	401,500					
	117	327,500	357,000	377,400	401,800					
	118	328,300	357,400	377,900	402,300					
	119	329,000	358,000	378,500	402,800					
	120	329,800	358,600	379,000	403,300					
	121	330,400	358,900	379,200	403,700					
	122	330,700	359,300	379,700	404,200					
	123	331,200	359,800	380,200	404,600					
	124	331,700	360,200	380,600	405,100					
	125	332,000	360,600	381,100	405,500					
	126		361,000	381,600						
	127		361,500	382,100						
	128		361,900	382,600						
	129		362,300	382,900						
	130		362,700	383,400						
	131		363,100	383,900						
	132		363,500	384,400						
	133		363,700	384,700						
	134		364,200	385,200						
135		364,600	385,600							
136		364,900	386,000							
137		365,200	386,300							
138		365,600	386,800							
139		366,100	387,300							
140		366,600	387,800							
141		366,900	388,100							
142		367,400								
143		367,900								
144		368,400								
145		368,700								
定年前再任用 短時間勤務 職員		基準給料月額								
		245,900	257,800	262,000	295,700	312,300	326,400	349,900	385,300	417,000

備考 この表は、警察官の職にある職員に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	181,800	224,800	280,300	343,000	424,800
	2	183,300	226,500	282,600	345,000	426,600
	3	184,900	228,000	284,900	347,000	428,400
	4	186,400	229,500	287,000	349,000	430,000
	5	188,100	231,300	289,200	351,000	431,500
	6	190,000	232,600	291,400	352,600	433,000
	7	191,800	233,800	293,600	354,300	434,800
	8	193,700	235,100	295,700	356,400	436,600
	9	195,400	236,700	297,800	357,900	438,300
	10	197,500	238,400	300,100	359,900	440,100
	11	199,600	240,000	302,400	361,900	442,000
	12	201,600	241,500	304,500	363,800	443,800
	13	203,600	243,000	306,700	365,700	445,500
	14	205,700	245,000	308,500	367,600	447,400
	15	207,900	246,900	310,300	369,400	449,200
	16	210,100	248,800	312,000	371,000	451,100
	17	212,300	250,400	313,600	372,600	452,800
	18	214,400	252,800	315,800	374,400	454,600
	19	216,700	255,200	317,900	376,200	456,400
	20	218,600	257,600	320,200	378,000	458,200
	21	220,800	260,100	322,200	379,600	459,800
	22	222,400	262,600	324,400	381,500	461,500
	23	223,900	265,100	326,600	383,200	463,400
	24	225,400	267,300	328,900	384,900	465,100
	25	227,000	269,600	331,100	386,200	466,800
	26	228,200	271,900	333,300	388,000	468,400
	27	229,300	274,300	335,400	389,800	470,000
	28	230,500	276,400	337,400	391,700	471,500
	29	231,800	278,700	339,400	393,500	473,000
	30	233,300	281,000	340,800	395,300	474,300
	31	234,900	283,200	342,300	397,200	475,600
	32	236,300	285,300	344,500	399,100	476,900
	33	237,600	287,400	346,000	400,700	478,100
	34	239,300	289,600	348,000	402,400	478,800
	35	241,000	291,700	350,100	404,000	479,500
	36	242,400	293,600	351,900	405,700	480,200
	37	243,800	295,700	353,800	406,900	480,800
	38	245,300	297,400	355,700	408,300	
	39	246,800	299,200	357,600	409,700	
	40	248,300	300,900	359,500	411,100	
	41	249,800	302,200	361,400	412,700	
	42	251,200	304,200	363,300	414,100	
	43	252,600	306,100	365,200	415,400	
44	253,800	308,100	367,100	416,800		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	254,800	310,100	368,900	418,200	
	46	256,300	312,200	370,800	419,500	
	47	257,500	314,400	372,700	421,000	
	48	258,500	316,600	374,600	422,500	
	49	259,600	318,700	376,200	424,100	
	50	260,900	321,000	378,000	425,500	
	51	262,100	323,200	379,900	427,100	
	52	263,400	325,300	381,900	428,600	
	53	264,500	327,400	383,700	430,300	
	54	265,700	328,900	385,500	431,800	
	55	267,000	330,500	387,200	433,400	
	56	268,000	332,600	388,800	435,000	
	57	269,100	334,300	390,300	436,500	
	58	269,800	336,300	391,900	438,000	
	59	270,800	338,300	393,500	439,200	
	60	271,800	340,200	395,100	440,400	
	61	272,700	342,000	396,300	441,600	
	62	273,500	344,000	397,700	442,900	
	63	274,300	346,000	399,100	444,200	
	64	275,100	347,900	400,400	445,400	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	276,200	349,600	401,600	446,600	
	66	277,500	351,600	402,800	447,800	
	67	278,800	353,600	404,100	449,000	
	68	280,100	355,600	405,400	450,200	
	69	281,300	357,400	406,700	451,400	
	70	282,500	359,300	408,000	452,600	
	71	283,700	361,200	409,400	453,800	
	72	284,900	363,100	410,600	455,000	
	73	285,900	364,700	411,800	456,100	
	74	286,900	366,600	413,200	456,700	
	75	288,000	368,400	414,600	457,200	
	76	289,100	370,300	415,900	457,700	
	77	290,000	372,100	417,100	458,200	
	78	290,900	373,800	418,300		
	79	292,000	375,400	419,600		
	80	293,100	377,000	421,000		
	81	293,900	378,400	422,300		
	82	295,000	379,900	423,500		
	83	296,000	381,300	424,500		
	84	297,000	382,600	425,700		
	85	298,000	383,700	426,900		
	86	299,000	385,100	428,100		
	87	300,000	386,500	429,300		
	88	301,000	387,800	430,300		
	89	302,100	389,000	431,400		
	90	303,200	390,300	432,400		
	91	304,300	391,400	433,400		
	92	305,300	392,600	434,400		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	305,800	393,800	435,300		
	94	306,800	394,900	436,100		
	95	307,900	396,100	436,900		
	96	309,100	397,300	437,700		
	97	310,100	398,700	438,500		
	98	311,200	399,700	438,900		
	99	312,200	400,700	439,300		
	100	313,200	401,700	439,700		
	101	314,000	402,600	440,100		
	102	315,100	403,600	440,400		
	103	316,100	404,700	440,700		
	104	317,100	405,800	440,900		
	105	317,700	406,500	441,200		
	106	318,600	407,400	441,500		
	107	319,400	408,300	441,800		
	108	320,200	409,200	442,000		
	109	320,900	410,000	442,200		
	110	321,300	410,900			
	111	321,700	411,700			
	112	322,200	412,500			
	113	322,700	413,100			
	114	323,100	413,800			
	115	323,600	414,500			
	116	324,000	415,200			
	117	324,500	415,800			
	118	325,000	416,300			
	119	325,400	416,700			
	120	325,900	417,100			
	121	326,400	417,400			
	122	326,800	417,700			
	123	327,300	418,000			
	124	327,800	418,200			
	125	328,400	418,400			
	126	328,700	418,700			
	127	329,000	419,000			
	128	329,300	419,200			
	129	329,500	419,400			
	130	329,800	419,700			
	131	330,100	420,000			
	132	330,400	420,200			
	133	330,600	420,400			
	134	330,800	420,700			
	135	331,000	421,000			
	136	331,300	421,200			
	137	331,600	421,400			
	138	331,800	421,700			
	139	332,100	422,000			
	140	332,400	422,200			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	141	332,600	422,400			
	142	332,800	422,700			
	143	333,100	423,000			
	144	333,300	423,200			
	145	333,600	423,400			
	146	333,800				
	147	334,100				
	148	334,400				
	149	334,600				
	150	334,800				
	151	335,100				
	152	335,400				
	153	335,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		240,300	281,400	310,100	338,300	422,700

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	181,800	198,200	280,300	308,600	414,600
	2	183,300	200,300	282,600	311,200	416,100
	3	184,900	202,400	284,900	314,000	417,600
	4	186,400	204,600	287,000	316,400	419,000
	5	188,100	206,800	289,200	318,700	420,300
	6	190,000	208,900	291,400	320,800	421,700
	7	191,800	211,000	293,600	322,900	423,100
	8	193,700	213,100	295,700	325,000	424,500
	9	195,400	215,400	297,800	327,000	425,900
	10	197,500	217,800	300,100	329,200	427,300
	11	199,600	220,200	302,400	331,500	428,700
	12	201,600	222,400	304,500	333,800	430,000
	13	203,600	224,800	306,700	336,000	431,300
	14	205,700	226,500	308,500	337,800	432,700
	15	207,900	228,000	310,300	339,600	434,100
	16	210,100	229,500	312,000	341,300	435,500
	17	212,300	231,300	313,600	343,000	436,700
	18	214,400	232,600	315,800	345,000	438,000
	19	216,600	233,800	317,900	347,000	439,200
	20	218,600	235,100	320,200	349,000	440,500
	21	220,800	236,700	322,200	351,000	441,600
	22	222,400	238,400	324,400	352,600	442,800
	23	223,900	240,000	326,600	354,300	444,100
	24	225,400	241,500	328,900	356,400	445,400
	25	227,000	243,000	331,100	357,900	446,700
	26	228,100	245,000	333,300	359,700	447,900
	27	229,200	246,900	335,400	361,400	448,900
	28	230,400	248,800	337,400	363,100	450,000
	29	231,700	250,400	339,400	364,700	451,200
	30	233,200	252,800	340,800	366,300	452,000
	31	234,600	255,200	342,300	367,900	452,800
	32	236,100	257,600	344,500	369,400	453,700
	33	237,400	260,100	346,000	370,700	454,600
	34	239,000	262,600	348,000	372,200	455,100
	35	240,600	265,100	350,100	373,700	455,600
	36	241,900	267,300	351,900	375,400	456,100
	37	243,200	269,600	353,700	377,100	456,600
	38	244,600	271,900	355,400	378,600	
	39	246,000	274,300	357,100	379,900	
	40	247,400	276,400	358,700	381,300	
	41	248,800	278,700	360,200	382,400	
	42	250,200	281,000	361,900	383,800	
	43	251,600	283,200	363,500	385,200	
44	253,000	285,300	365,100	386,700		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	254,300	287,400	366,800	388,100	
	46	255,700	289,600	368,500	389,700	
	47	257,000	291,700	369,800	391,200	
	48	258,100	293,600	371,200	392,700	
	49	259,200	295,700	372,400	394,000	
	50	260,500	297,400	373,900	395,500	
	51	261,800	299,200	375,500	396,900	
	52	262,800	300,900	377,000	398,200	
	53	263,900	302,200	378,400	399,400	
	54	265,300	304,200	379,900	400,700	
	55	266,300	306,100	381,400	401,800	
	56	267,300	308,100	382,800	402,900	
	57	268,300	310,100	384,200	404,100	
	58	269,300	312,200	385,600	405,300	
	59	270,300	314,400	386,900	406,500	
	60	271,300	316,600	388,200	407,700	
	61	272,200	318,700	389,100	408,800	
	62	272,900	321,000	390,300	409,800	
	63	273,600	323,200	391,400	411,100	
	64	274,200	325,300	392,500	412,300	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	274,900	327,400	393,300	413,500	
	66	276,100	328,900	394,400	414,600	
	67	277,200	330,500	395,400	415,700	
	68	278,300	332,600	396,400	416,800	
	69	279,600	334,300	397,500	417,800	
	70	281,000	336,300	398,500	419,000	
	71	282,200	338,300	399,600	420,200	
	72	283,400	340,200	400,700	421,400	
	73	284,200	342,000	401,700	422,000	
	74	285,100	344,000	402,800	422,800	
	75	286,200	345,900	403,900	423,500	
	76	287,400	347,800	404,900	424,000	
	77	288,300	349,500	405,800	424,300	
	78	289,300	351,300	406,700	424,700	
	79	290,400	353,000	407,700	425,100	
	80	291,200	354,700	408,700	425,500	
	81	292,000	356,500	409,500	425,800	
	82	292,800	358,200	410,300	426,200	
	83	293,800	359,600	411,000	426,600	
	84	294,800	361,200	411,800	426,900	
	85	295,700	362,400	412,500	427,200	
	86	296,500	364,000	413,300	427,600	
	87	297,200	365,500	414,000	428,000	
	88	298,000	367,000	414,700	428,300	
	89	298,900	368,300	415,300	428,600	
	90	299,800	369,600	416,000	428,900	
	91	300,700	370,900	416,500	429,200	
	92	301,400	372,300	417,200	429,400	

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	301,700	373,700	417,600	429,600	
	94	302,400	375,000	418,000		
	95	303,100	376,200	418,300		
	96	303,800	377,300	418,600		
	97	304,500	378,300	418,800		
	98	305,300	379,300	419,100		
	99	306,100	380,300	419,400		
	100	306,800	381,200	419,600		
	101	307,500	382,000	419,800		
	102	307,900	383,000	420,100		
	103	308,300	383,900	420,400		
	104	308,700	384,800	420,600		
	105	308,900	385,600	420,800		
	106	309,200	386,500	421,100		
	107	309,500	387,400	421,400		
	108	309,700	388,300	421,600		
	109	309,900	389,100	421,800		
	110	310,100	390,100			
	111	310,400	391,000			
	112	310,700	391,900			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	113	310,900	392,500			
	114	311,100	393,400			
	115	311,300	394,300			
	116	311,600	395,200			
	117	311,900	396,000			
	118	312,100	396,700			
	119	312,400	397,500			
	120	312,700	398,300			
	121	312,900	398,900			
	122	313,100	399,700			
	123	313,300	400,400			
	124	313,600	401,100			
	125	313,900	401,700			
	126		402,400			
	127		402,900			
	128		403,500			
	129		404,200			
	130		404,800			
	131		405,300			
	132		405,800			
133		406,100				
134		406,400				
135		406,700				
136		407,000				
137		407,300				
138		407,600				
139		407,900				
140		408,200				

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	141		408,500			
	142		408,800			
	143		409,100			
	144		409,400			
	145		409,600			
	146		409,900			
	147		410,200			
	148		410,400			
	149		410,600			
	150		410,900			
	151		411,200			
	152		411,400			
	153		411,600			
	154		411,900			
	155		412,200			
	156		412,400			
157		412,600				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		231,400	278,200	305,200	331,600	412,700

備考

- この表は、中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 小学校・中学校教育職員給料表

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	181,800	198,200	280,300	308,600	414,600
	2	183,300	200,300	282,600	311,200	416,100
	3	184,900	202,400	284,900	314,000	417,600
	4	186,400	204,600	287,000	316,400	419,000
	5	188,100	206,800	289,200	318,700	420,300
	6	190,000	208,900	291,400	320,800	421,700
	7	191,800	211,000	293,600	322,900	423,100
	8	193,700	213,100	295,700	325,000	424,500
	9	195,400	215,400	297,800	327,000	425,900
	10	197,500	217,800	300,100	329,200	427,300
	11	199,600	220,200	302,400	331,500	428,700
	12	201,600	222,400	304,500	333,800	430,000
	13	203,600	224,800	306,700	336,000	431,300
	14	205,700	226,500	308,500	337,800	432,700
	15	207,900	228,000	310,300	339,600	434,100
	16	210,100	229,500	312,000	341,300	435,500
	17	212,300	231,300	313,600	343,000	436,700
	18	214,400	232,600	315,800	345,000	438,000
	19	216,600	233,800	317,900	347,000	439,200
	20	218,600	235,100	320,200	349,000	440,500
	21	220,800	236,700	322,200	351,000	441,600
	22	222,400	238,400	324,400	352,600	442,800
	23	223,900	240,000	326,600	354,300	444,100
	24	225,400	241,500	328,900	356,400	445,400
	25	227,000	243,000	331,100	357,900	446,700
	26	228,100	245,000	333,300	359,700	447,900
	27	229,200	246,900	335,400	361,400	448,900
	28	230,400	248,800	337,400	363,100	450,000
	29	231,700	250,400	339,400	364,700	451,200
	30	233,200	252,800	340,800	366,300	452,000
	31	234,600	255,200	342,300	367,900	452,800
	32	236,100	257,600	344,500	369,400	453,700
	33	237,400	260,100	346,000	370,700	454,600
	34	239,000	262,600	348,000	372,200	455,100
	35	240,600	265,100	350,100	373,700	455,600
	36	241,900	267,300	351,900	375,400	456,100
	37	243,200	269,600	353,700	377,100	456,600
	38	244,600	271,900	355,400	378,600	
	39	246,000	274,300	357,100	379,900	
	40	247,400	276,400	358,700	381,300	
	41	248,800	278,700	360,200	382,400	
	42	250,200	281,000	361,900	383,800	
	43	251,600	283,200	363,500	385,200	
44	253,000	285,300	365,100	386,700		

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	254,300	287,400	366,800	388,100	
	46	255,700	289,600	368,500	389,700	
	47	257,000	291,700	369,800	391,200	
	48	258,100	293,600	371,200	392,700	
	49	259,200	295,700	372,400	394,000	
	50	260,500	297,400	373,900	395,500	
	51	261,800	299,200	375,500	396,900	
	52	262,800	300,900	377,000	398,200	
	53	263,900	302,200	378,400	399,400	
	54	265,300	304,200	379,900	400,700	
	55	266,300	306,100	381,400	401,800	
	56	267,300	308,100	382,800	402,900	
	57	268,300	310,100	384,200	404,100	
	58	269,300	312,200	385,600	405,300	
	59	270,300	314,400	386,900	406,500	
	60	271,300	316,600	388,200	407,700	
	61	272,200	318,700	389,100	408,800	
	62	272,900	321,000	390,300	409,800	
	63	273,600	323,200	391,400	411,100	
	64	274,200	325,300	392,500	412,300	
	65	274,900	327,400	393,300	413,500	
	66	276,100	328,900	394,400	414,600	
	67	277,200	330,500	395,400	415,700	
	68	278,300	332,600	396,400	416,800	
	69	279,600	334,300	397,500	417,800	
	70	281,000	336,300	398,500	419,000	
	71	282,200	338,300	399,600	420,200	
	72	283,400	340,200	400,700	421,400	
	73	284,200	342,000	401,700	422,000	
	74	285,100	344,000	402,800	422,800	
	75	286,200	345,900	403,900	423,500	
	76	287,400	347,800	404,900	424,000	
	77	288,300	349,500	405,800	424,300	
	78	289,300	351,300	406,700	424,700	
	79	290,400	353,000	407,700	425,100	
	80	291,200	354,700	408,700	425,500	
	81	292,000	356,500	409,500	425,800	
	82	292,800	358,200	410,300	426,200	
	83	293,800	359,600	411,000	426,600	
	84	294,800	361,200	411,800	426,900	
	85	295,700	362,400	412,500	427,200	
	86	296,500	364,000	413,300	427,600	
	87	297,200	365,500	414,000	428,000	
	88	298,000	367,000	414,700	428,300	
	89	298,900	368,300	415,300	428,600	
	90	299,800	369,600	416,000	428,900	
	91	300,700	370,900	416,500	429,200	
	92	301,400	372,300	417,200	429,400	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	301,700	373,700	417,600	429,600	
	94	302,400	375,000	418,000		
	95	303,100	376,200	418,300		
	96	303,800	377,300	418,600		
	97	304,500	378,300	418,800		
	98	305,300	379,300	419,100		
	99	306,100	380,300	419,400		
	100	306,800	381,200	419,600		
	101	307,500	382,000	419,800		
	102	307,900	383,000	420,100		
	103	308,300	383,900	420,400		
	104	308,700	384,800	420,600		
	105	308,900	385,600	420,800		
	106	309,200	386,500	421,100		
	107	309,500	387,400	421,400		
	108	309,700	388,300	421,600		
	109	309,900	389,100	421,800		
	110	310,100	390,100			
	111	310,400	391,000			
	112	310,700	391,900			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	113	310,900	392,500			
	114	311,100	393,400			
	115	311,300	394,300			
	116	311,600	395,200			
	117	311,900	396,000			
	118	312,100	396,700			
	119	312,400	397,500			
	120	312,700	398,300			
	121	312,900	398,900			
	122	313,100	399,700			
	123	313,300	400,400			
	124	313,600	401,100			
	125	313,900	401,700			
	126		402,400			
	127		402,900			
	128		403,500			
	129		404,200			
	130		404,800			
	131		405,300			
	132		405,800			
	133		406,100			
	134		406,400			
	135		406,700			
	136		407,000			
	137		407,300			
	138		407,600			
	139		407,900			
	140		408,200			

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	141		408,500			
	142		408,800			
	143		409,100			
	144		409,400			
	145		409,600			
	146		409,900			
	147		410,200			
	148		410,400			
	149		410,600			
	150		410,900			
	151		411,200			
	152		411,400			
	153		411,600			
	154		411,900			
	155		412,200			
	156		412,400			
157		412,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		231,400	278,200	305,200	331,600	412,700

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	166,900	215,100	296,000	343,300	396,600
	2	168,000	218,300	298,400	345,400	399,400
	3	169,200	221,000	300,700	347,300	402,000
	4	170,300	223,500	303,000	349,000	404,700
	5	171,500	226,000	305,100	350,700	406,800
	6	172,800	227,700	307,000	352,200	409,500
	7	174,100	229,300	308,800	353,700	412,200
	8	175,400	231,200	310,500	355,500	414,900
	9	176,400	233,100	312,200	357,000	417,400
	10	178,200	235,300	314,500	358,900	420,000
	11	179,800	237,700	316,700	360,900	422,700
	12	181,500	239,700	319,100	362,600	425,300
	13	182,900	241,600	320,900	364,400	427,900
	14	184,900	244,000	323,200	366,200	430,600
	15	186,800	246,500	325,600	367,800	433,400
	16	188,800	248,800	327,900	369,300	436,100
	17	190,500	250,900	330,100	370,800	438,600
	18	192,600	253,300	332,300	372,700	441,100
	19	194,900	255,900	334,200	374,400	443,600
	20	196,900	258,300	336,100	376,300	446,000
	21	198,900	260,600	338,100	377,800	448,400
	22	200,900	262,800	339,500	379,700	451,000
	23	203,000	264,900	340,800	381,400	453,600
	24	204,800	267,100	342,800	383,100	455,900
	25	206,600	269,400	344,400	384,500	458,100
	26	208,900	271,700	346,100	386,200	460,400
	27	211,000	273,900	347,900	388,100	462,900
	28	213,100	276,000	349,500	390,000	465,300
	29	215,200	278,300	351,100	391,700	467,800
	30	216,300	280,400	352,700	393,500	470,300
	31	217,600	282,300	354,100	395,400	472,800
	32	218,900	284,100	355,400	397,200	475,200
	33	220,500	285,800	356,600	398,700	477,500
	34	222,200	287,800	358,000	400,500	479,900
	35	224,000	289,800	359,300	402,100	482,300
	36	225,500	291,600	360,600	403,800	484,800
	37	227,000	293,300	361,800	405,000	487,200
	38	228,900	294,400	363,000	406,400	489,700
	39	230,800	295,500	364,200	407,800	492,100
	40	232,500	296,600	365,400	409,200	494,600
	41	234,100	297,600	366,100	410,500	496,900
	42	235,700	298,300	367,200	411,800	499,100
	43	237,400	298,800	368,400	413,300	501,300
	44	238,900	299,300	369,500	414,800	503,500
	45	240,300	299,800	370,600	416,000	505,100
	46	241,700	300,700	371,800	417,200	506,600
	47	243,100	301,700	373,000	418,800	508,200
48	244,500	302,600	374,100	420,300	509,700	

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	245,900	303,600	375,100	421,600	511,400
	50	247,600	304,600	376,400	423,000	512,800
	51	249,200	305,500	377,700	424,400	514,200
	52	250,600	306,400	378,900	425,800	515,700
	53	251,800	307,400	379,600	427,200	516,800
	54	253,400	308,300	380,600	428,600	518,000
	55	255,000	309,200	381,500	430,000	519,200
	56	256,400	310,200	382,300	431,400	520,400
	57	257,600	310,600	383,000	432,500	521,300
	58	258,800	311,300	383,700	433,800	522,300
	59	259,700	312,400	384,400	435,200	523,300
	60	260,600	313,300	385,100	436,500	524,300
	61	261,500	314,000	385,700	437,300	525,400
	62	262,300	315,000	386,400	438,200	526,300
	63	263,100	315,900	387,200	439,200	527,000
	64	263,900	316,800	388,000	440,100	527,700
	65	264,700	317,600	388,600	441,000	528,500
	66	265,500	318,500	389,400	441,800	529,300
	67	266,200	319,400	390,100	442,400	530,100
	68	266,800	320,300	390,800	443,200	530,900
	69	267,400	321,200	391,400	443,600	531,600
	70	268,400	322,200	392,100	444,200	532,400
	71	269,600	323,200	392,800	444,700	533,200
	72	270,600	324,200	393,500	445,200	534,000
	73	271,800	324,700	394,200	445,700	534,700
	74	273,000	325,700	394,800		
	75	274,000	326,800	395,400		
	76	275,000	327,800	396,100		
	77	276,000	328,900	396,800		
	78	277,000	329,900	397,400		
	79	278,100	330,800	398,000		
	80	279,200	331,700	398,600		
	81	280,200	332,600	399,200		
	82	281,300	333,400	399,800		
	83	282,400	334,100	400,400		
	84	283,300	334,700	401,000		
	85	284,200	335,200	401,500		
	86	285,100	335,700	402,000		
	87	286,200	336,200	402,500		
	88	287,100	336,600	403,200		
	89	287,900	336,900	403,600		
	90	289,000	337,400			
	91	290,000	337,900			
	92	291,000	338,300			
	93	291,900	338,600			
	94	292,800	339,000			
	95	293,800	339,400			
	96	294,700	339,800			

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	97	295,000	340,300			
	98	295,900	340,800			
	99	296,600	341,300			
	100	297,500	341,800			
	101	298,400	342,300			
	102	299,000	342,800			
	103	299,700	343,300			
	104	300,400	343,800			
	105	300,900	344,200			
	106	301,400	344,600			
	107	301,900	345,100			
	108	302,300	345,500			
	109	302,500	346,000			
	110	302,900	346,400			
	111	303,200	346,900			
	112	303,400	347,300			
	113	303,700	347,800			
	114	304,000	348,200			
	115	304,300	348,700			
	116	304,600	349,100			
	117	304,900	349,600			
118	305,200	350,000				
119	305,400	350,400				
120	305,700	350,800				
121	306,000	351,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		221,900	264,800	289,600	332,100	390,800

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表
イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	270,100	351,300	410,500	478,200
	2	272,600	354,300	413,000	480,500
	3	275,000	357,000	415,300	482,700
	4	277,400	359,800	417,700	485,000
	5	279,400	362,300	419,900	487,200
	6	282,900	365,200	421,900	489,300
	7	286,400	368,100	423,700	491,500
	8	289,700	370,800	426,300	493,500
	9	293,300	372,900	428,100	495,400
	10	296,800	375,300	430,800	497,500
	11	300,400	377,900	433,300	499,600
	12	303,800	380,300	435,700	501,700
	13	307,200	383,000	437,900	503,800
	14	311,100	386,300	440,400	505,700
	15	315,000	389,200	442,400	507,800
	16	318,500	392,400	444,500	509,900
	17	322,100	395,400	446,500	511,800
	18	325,600	397,800	448,700	513,800
	19	329,100	400,000	450,900	515,800
	20	332,600	402,300	453,000	517,600
	21	336,000	404,700	454,400	519,400
	22	339,600	406,700	456,800	521,200
	23	342,900	408,300	459,100	523,000
	24	346,100	410,600	461,300	524,800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	25	349,400	412,300	463,300	526,400
	26	351,800	414,500	465,600	528,200
	27	354,300	416,600	467,800	530,000
	28	356,600	418,600	470,100	531,800
	29	358,500	420,700	472,200	533,400
	30	360,100	422,800	474,400	535,200
	31	361,700	424,400	476,700	537,000
	32	363,400	426,100	478,800	538,800
	33	365,300	428,000	480,600	540,400
	34	367,400	429,500	482,700	542,200
	35	369,400	431,300	484,800	543,900
	36	371,300	433,100	486,800	545,600
	37	373,200	435,000	488,900	547,200
	38	375,300	437,000	490,600	548,800
	39	377,200	438,800	492,400	550,200
	40	379,000	440,700	494,200	551,800
	41	380,800	442,500	495,800	553,300
	42	381,500	444,200	497,600	554,700
	43	382,100	445,900	499,400	556,100
	44	383,500	447,700	501,000	557,500
	45	384,400	449,500	502,400	558,700
	46	385,700	451,300	504,100	559,700
	47	387,000	453,000	505,900	560,700
	48	388,300	454,700	507,600	561,700
	49	389,100	456,300	509,100	562,800
	50	389,900	458,000	510,400	563,700
	51	390,700	459,700	511,700	564,600
	52	391,200	461,400	513,000	565,500

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	392,000 円	463,300 円	514,000 円	566,400 円
	54	392,800	464,500	515,300	567,300
	55	393,500	465,700	516,600	568,200
	56	394,200	466,900	517,900	569,100
	57	394,900	467,900	518,900	570,000
	58	395,800	468,900	519,700	570,900
	59	396,500	469,800	520,500	571,800
	60	397,100	470,600	521,300	572,700
	61	397,600	471,400	522,200	573,600
	62	398,100	472,100	523,000	574,500
	63	398,500	472,800	523,900	575,400
	64	398,900	473,400	524,700	576,300
	65	399,200	474,100	525,600	577,200
	66		474,800	526,500	
	67		475,400	527,400	
	68		476,000	528,300	
	69		476,300	529,200	
	70		476,900	530,100	
	71		477,600	531,000	
	72		478,300	531,900	
	73		478,700	532,700	
	74		479,300	533,600	
	75		480,000	534,500	
	76		480,700	535,400	
	77		481,100	536,200	
	78		481,700	537,100	
	79		482,300	538,000	
80		482,800	538,900		
81		483,400	539,700		
82		483,900	540,600		
83		484,400	541,500		
84		484,900	542,400		
85		485,300	543,200		
86		485,900	544,100		
87		486,500	545,000		
88		487,100	545,900		
89		487,600	546,700		
90		488,200			
91		488,800			
92		489,400			
93		489,900			
94		490,500			
95		491,100			
96		491,600			
97		492,100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		299,000	341,400	396,000	469,100

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	172,500	208,500	241,600	265,000	296,700	340,400	383,400	448,600
	2	173,900	210,100	242,900	266,300	298,500	342,400	386,000	451,200
	3	175,300	211,600	244,200	267,800	300,500	344,300	388,600	453,700
	4	176,700	213,100	245,400	269,100	302,400	346,200	391,200	456,300
	5	178,000	214,600	246,700	270,300	304,200	348,000	393,500	458,700
	6	179,800	215,800	247,900	271,800	306,200	350,000	396,200	461,200
	7	181,600	217,000	249,100	273,100	308,000	352,000	398,800	463,700
	8	183,200	218,200	250,200	274,400	309,900	354,000	401,500	466,200
	9	184,800	219,500	251,100	275,500	311,700	355,800	403,600	468,600
	10	186,500	221,000	252,400	276,700	313,300	357,900	405,800	471,000
	11	188,200	222,500	253,800	277,700	314,900	359,900	408,000	473,600
	12	190,100	224,000	255,100	278,800	317,100	361,900	410,200	476,000
	13	191,500	225,300	256,300	279,900	318,800	363,400	412,200	478,500
	14	193,300	226,800	257,700	281,000	320,700	365,400	414,200	480,000
	15	195,300	228,300	259,200	282,200	322,700	367,300	416,200	481,300
	16	197,100	229,800	260,600	283,400	324,500	369,300	418,200	482,600
	17	199,100	230,900	261,400	284,700	326,300	371,100	420,000	483,800
	18	200,300	232,200	262,900	286,200	328,200	373,100	421,900	485,100
	19	201,800	233,600	264,200	287,800	330,100	375,100	423,800	486,400
	20	203,200	234,800	265,600	289,300	331,900	377,000	425,600	487,700
	21	204,500	236,100	266,900	290,800	333,700	378,700	427,400	488,900
	22	206,000	237,200	268,100	292,500	335,600	380,700	429,000	490,300
	23	207,400	238,400	269,200	294,000	337,400	382,700	430,600	491,700
	24	208,700	239,500	270,300	295,700	339,300	384,700	432,100	492,900
	25	210,400	240,600	271,400	297,200	341,000	386,100	433,600	494,300
	26	211,400	241,900	272,400	298,700	342,900	387,900	434,900	495,600
	27	212,500	243,200	273,500	300,300	344,800	389,700	436,200	497,000
	28	213,600	244,400	274,600	302,100	346,600	391,400	437,500	498,400
	29	214,700	245,400	276,000	303,400	347,900	393,100	438,800	499,800
	30	215,800	247,000	277,500	304,900	349,700	394,600	440,000	500,900
	31	216,900	248,400	278,900	306,600	351,400	396,100	441,200	502,000
	32	218,000	249,800	280,200	308,300	353,200	397,600	442,300	503,100
	33	219,200	250,900	281,400	309,800	354,900	398,900	443,500	504,200
	34	220,500	252,400	283,000	311,400	356,700	400,200	444,700	505,100
	35	221,800	253,700	284,500	313,000	358,500	401,500	445,900	506,000
	36	222,900	255,200	286,000	314,600	360,300	402,600	447,100	506,900
	37	223,900	256,400	287,200	315,900	361,900	403,700	448,400	507,900
	38	224,900	257,800	288,600	317,500	363,600	404,800	449,200	
	39	225,800	259,100	290,000	319,000	365,200	405,900	449,600	
	40	226,700	260,300	291,500	320,500	366,800	407,000	450,300	
	41	227,600	261,300	292,600	322,100	368,000	407,800	450,800	
	42	228,300	262,100	294,100	323,700	369,100	408,600	451,200	
	43	229,000	263,100	295,700	325,300	370,300	409,400	451,600	
	44	229,800	264,200	297,200	326,800	371,500	410,200	452,000	
	45	230,600	265,200	298,600	327,700	372,500	410,600	452,400	
	46	231,400	266,500	300,200	329,100	373,300	411,200	452,800	
	47	232,200	267,600	301,700	330,600	374,300	411,700	453,200	
	48	233,000	268,700	303,100	332,200	375,400	412,100	453,500	
	49	233,600	270,000	304,300	333,600	376,400	412,500	453,800	
	50	234,500	271,300	305,800	334,900	377,400	412,800	454,200	
	51	235,400	272,300	307,100	336,100	378,400	413,100	454,500	
	52	236,200	273,300	308,600	337,300	379,300	413,400	454,800	
	53	236,400	274,200	309,900	338,300	380,100	413,700	455,100	
	54	237,200	275,300	311,300	339,300	380,900	414,000		
	55	237,800	276,500	312,700	340,300	381,800	414,300		
56	238,500	277,800	314,000	341,200	382,600	414,600			

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	57	239,200	278,600	315,000	341,700	383,100	414,900		
	58	239,800	279,700	316,200	342,600	383,900	415,200		
	59	240,300	280,800	317,400	343,400	384,700	415,500		
	60	240,800	281,700	318,800	344,300	385,500	415,900		
	61	241,400	282,600	320,100	345,000	385,900	416,100		
	62	241,900	283,600	321,300	345,300	386,600	416,400		
	63	242,300	284,700	322,500	345,800	387,300	416,700		
	64	242,800	285,800	323,700	346,400	387,900	417,000		
	65	243,300	286,700	325,000	347,000	388,300	417,200		
	66	243,700	287,700	325,800	347,700	388,900			
	67	244,200	288,600	326,500	348,400	389,600			
	68	244,700	289,500	327,200	349,000	390,200			
	69	245,200	290,400	327,800	349,700	390,600			
	70	245,600	291,500	328,500	350,200	391,100			
	71	245,900	292,600	329,200	350,800	391,600			
	72	246,400	293,600	329,800	351,400	392,100			
	73	246,700	294,200	330,400	351,700	392,700			
	74	247,200	294,700	330,600	352,300	393,200			
	75	247,800	295,300	331,100	352,800	393,800			
	76	248,500	296,100	331,600	353,300	394,400			
	77	248,800	296,900	332,200	353,800	394,900			
	78	249,100	297,500	332,700	354,300	395,400			
	79	249,400	298,100	333,200	354,800	395,900			
	80	249,600	298,600	333,600	355,200	396,400			
	81	249,800	299,100	334,200	355,500	396,700			
	82	250,200	299,600	334,700	355,800	397,200			
	83	250,600	300,000	335,100	356,200	397,600			
	84	250,800	300,300	335,600	356,500	398,000			
	85	251,000	300,500	336,100	357,000	398,400			
	86		300,700	336,500	357,300				
	87		300,900	336,700	357,600				
	88		301,100	337,000	357,900				
	89		301,500	337,400	358,300				
	90		301,700	337,800	358,600				
	91		301,900	338,200	359,000				
	92		302,100	338,600	359,300				
	93		302,500	338,900	359,700				
	94		302,700	339,100	360,000				
	95		302,900	339,500	360,300				
	96		303,200	339,800	360,600				
	97		303,500	340,000	360,900				
	98		303,700	340,300	361,300				
	99		303,900	340,600	361,700				
	100		304,200	340,900	362,100				
	101		304,500	341,100	362,600				
	102		304,700	341,400	363,000				
	103		304,900	341,800	363,400				
	104		305,200	342,000	363,800				
	105		305,500	342,200	364,300				
	106			342,400					
	107			342,800					
	108			343,000					

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	109			343,200					
	110			343,600					
	111			344,000					
	112			344,400					
113			344,600						
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額							
		193,200	220,200	252,600	266,200	292,700	333,700	376,000	437,700

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
	1	188,200	216,100	258,300	277,000	298,600	338,700	382,000
	2	189,600	218,000	259,700	277,900	300,000	340,700	384,600
	3	191,100	220,000	261,200	278,700	301,500	342,700	387,300
	4	192,600	221,900	262,500	279,500	303,100	344,700	389,900
	5	194,100	224,000	263,700	280,000	304,400	346,700	392,100
	6	195,600	225,800	264,500	280,900	306,100	348,800	394,300
	7	197,100	227,600	265,300	281,600	307,700	350,800	396,600
	8	198,600	229,300	266,000	282,500	309,300	352,800	398,900
	9	199,900	231,100	266,700	283,400	310,900	354,300	400,800
	10	201,600	232,500	267,400	284,000	312,300	356,300	402,900
	11	203,200	233,800	268,200	284,900	313,600	358,200	405,100
	12	204,700	234,700	268,900	285,800	315,500	360,200	407,300
	13	206,200	235,900	269,700	286,700	316,700	362,100	409,200
	14	208,200	236,900	270,600	287,600	318,300	364,100	411,200
	15	210,300	237,900	271,400	288,500	319,900	366,100	413,300
	16	212,300	238,800	272,300	289,400	321,500	368,100	415,300
	17	214,400	239,800	272,800	290,400	323,000	370,000	417,300
	18	216,400	241,200	273,600	291,400	324,500	372,000	419,500
	19	218,500	242,500	274,400	292,400	326,000	374,100	421,700
	20	220,500	243,500	275,200	293,500	327,400	376,100	423,800
	21	222,500	244,600	275,900	294,800	328,800	377,800	425,700
	22	224,200	246,200	276,600	296,200	330,200	379,900	427,600
	23	225,900	247,900	277,300	297,400	331,700	382,000	429,400
	24	227,600	249,200	278,100	298,600	333,100	384,000	431,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	25	229,000	250,400	278,900	299,700	334,500	385,900	433,000
	26	230,300	251,700	279,600	301,100	335,900	387,500	434,600
	27	231,300	253,100	280,400	302,600	337,300	389,300	436,300
	28	232,200	254,400	281,200	304,200	338,700	391,100	437,900
	29	233,300	255,700	282,200	305,200	339,800	392,800	439,200
	30	234,100	256,700	283,300	306,500	341,300	394,500	440,500
	31	234,900	257,500	284,700	308,000	342,700	396,400	442,100
	32	235,600	258,200	285,900	309,400	344,200	398,100	443,600
	33	236,600	259,000	287,100	310,600	345,800	399,800	445,300
	34	237,800	259,900	288,400	312,000	347,300	401,500	446,900
	35	238,900	260,800	289,500	313,400	348,800	403,300	448,300
	36	239,900	261,500	290,700	314,800	350,300	405,000	449,700
	37	240,700	262,200	292,100	316,100	352,000	406,600	450,800
	38	242,000	263,100	293,200	317,400	353,600	408,300	452,100
	39	243,200	264,000	294,400	318,800	355,100	410,100	453,400
	40	244,300	264,900	295,600	320,200	356,600	411,900	454,800
	41	245,100	265,300	296,600	321,700	357,900	413,400	455,800
	42	246,100	266,100	297,800	323,100	359,400	414,900	456,500
	43	247,100	266,900	299,200	324,500	360,900	416,400	457,300
	44	248,100	267,600	300,600	325,800	362,300	417,700	457,900
	45	249,100	268,300	301,700	326,600	363,800	418,800	458,800
	46	250,100	269,000	303,000	328,000	364,800	419,900	459,500
	47	251,000	269,700	304,300	329,400	366,200	421,000	460,300
	48	251,800	270,400	305,500	330,900	367,500	422,200	461,100
	49	252,600	271,100	306,600	332,000	368,900	423,500	461,800
	50	253,500	271,900	307,800	333,300	370,300	424,600	462,500
	51	254,400	272,600	309,000	334,600	371,600	425,800	463,200
	52	255,200	273,500	310,300	335,900	372,900	426,900	464,000
	53	255,800	274,400	311,700	337,200	374,500	428,100	464,800
	54	256,700	275,500	313,000	338,500	375,700	429,100	465,600
	55	257,600	276,600	314,300	339,800	376,800	430,200	466,300
	56	258,400	277,800	315,500	341,100	378,000	431,300	467,000

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	57	259,100	279,000	316,300	342,000	379,200	432,400	467,800
	58	260,000	280,400	317,500	343,300	380,100	432,900	
	59	260,600	281,700	318,700	344,500	381,100	433,500	
	60	261,400	283,000	320,100	345,800	382,000	433,900	
	61	262,100	284,200	321,200	346,800	382,700	434,500	
	62	262,800	285,400	322,500	347,700	383,500	435,000	
	63	263,500	286,600	323,700	348,800	384,300	435,400	
	64	264,200	287,900	324,900	350,000	385,100	435,900	
	65	264,800	288,900	326,100	351,100	385,900	436,400	
	66	265,500	290,100	327,400	352,300	386,600	436,800	
	67	266,100	291,500	328,600	353,500	387,400	437,100	
	68	266,700	292,700	329,800	354,500	388,100	437,400	
	69	267,300	293,700	330,500	355,500	388,800	437,800	
	70	267,900	295,100	331,600	356,500	389,400		
	71	268,700	296,400	332,700	357,600	390,100		
	72	269,500	297,600	333,600	358,700	390,700		
	73	270,700	298,600	334,700	359,600	391,500		
	74	271,800	299,900	335,400	360,700	392,000		
	75	272,800	301,100	336,500	361,800	392,600		
	76	273,800	302,300	337,600	362,800	393,100		
	77	274,700	303,600	338,700	363,600	393,500		
	78	275,600	304,800	339,900	364,400	394,100		
	79	276,600	306,000	341,000	365,200	394,600		
	80	277,700	307,200	342,100	365,900	394,900		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	278,500	307,700	343,200	366,600	395,200		
	82	279,400	308,900	344,300	367,100	395,700		
	83	280,300	310,000	345,300	367,700	396,100		
	84	280,900	311,100	346,400	368,200	396,400		
	85	281,600	312,200	347,300	368,900	396,700		
	86	282,300	313,400	348,300	369,400	397,200		
	87	283,200	314,600	349,200	370,000	397,700		
	88	284,100	315,700	350,200	370,500	398,100		
	89	284,900	316,800	351,100	371,000	398,400		
	90	285,700	318,000	351,900	371,400	398,800		
	91	286,500	319,200	352,700	372,000	399,300		
	92	287,300	320,300	353,500	372,500	399,700		
93	288,100	321,100	354,200	372,900	400,100			
94	289,100	321,800	354,800	373,400				
95	290,000	322,500	355,500	373,800				
96	290,900	323,100	356,100	374,100				
97	291,500	323,600	356,600	374,800				
98	292,100	323,900	357,000	375,300				
99	292,700	324,500	357,500	375,800				
100	293,600	325,100	357,900	376,300				
101	294,400	325,500	358,400	377,000				
102	295,200	326,100	358,800	377,500				
103	296,000	326,700	359,300	378,000				
104	296,800	327,200	359,700	378,400				
105	297,400	327,600	360,100	379,100				
106	297,900	328,100	360,600	379,600				
107	298,400	328,600	361,000	380,100				
108	298,800	329,100	361,300	380,600				
109	299,000	329,500	361,900	381,300				
110	299,300	329,900	362,400	381,700				
111	299,500	330,200	362,900	382,200				
112	299,800	330,500	363,400	382,700				

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	113	300,100	330,800	364,000	383,400			
	114	300,300	331,200	364,500				
	115	300,600	331,600	365,000				
	116	300,800	331,900	365,400				
	117	301,100	332,100	365,900				
	118	301,400	332,400	366,300				
	119	301,700	332,800	366,800				
	120	302,000	333,000	367,300				
	121	302,300	333,200	367,800				
	122	302,700	333,500	368,300				
	123	303,000	333,800	368,800				
	124	303,400	334,100	369,300				
	125	303,600	334,300	369,700				
	126	303,800	334,600					
	127	304,100	335,000					
	128	304,500	335,200					
	129	304,700	335,400					
	130	305,000	335,600					
	131	305,400	336,000					
	132	305,800	336,200					
	133	306,000	336,500					
	134	306,300	336,900					
	135	306,700	337,300					
	136	307,000	337,700					
	137	307,200	338,000					
	138	307,500	338,400					
	139	307,900	338,800					
	140	308,200	339,200					
	141	308,400	339,500					
	142	308,800	339,900					
	143	309,200	340,200					
	144	309,500	340,600					
	145	309,700	340,900					
	146	309,900	341,300					
	147	310,200	341,700					
	148	310,600	342,100					
	149	310,800	342,400					
	150	311,000	342,800					
	151	311,300	343,200					
	152	311,600	343,600					
153	312,000	343,900						
154	312,200							
155	312,400							
156	312,700							
157	313,000							
158	313,300							
159	313,600							
160	313,900							
161	314,300							
162	314,600							
163	314,900							
164	315,200							
165	315,600							
166	315,900							
167	316,200							
168	316,500							
169	316,900							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額						
		239,800	261,500	268,700	278,900	295,200	333,000	377,500

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	386,000
2	433,000
3	483,000
4	545,000
5	621,000
6	724,000
7	845,000

第1号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	408,000
2	467,000
3	528,000
4	609,000
5	707,000
6	806,000

第2号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	342,000
2	377,000
3	404,000

給与等報告資料

目 次

1 職員給与関係

令和5年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成	2
第2表 給料表別の平均給与月額等	3
第3表 給料表別、級別の平均給与月額等	4
第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況	6
第5表 給料表別の扶養手当の支給状況	6
第6表 給料表別の地域手当の支給状況	7
第7表 給料表別の住居手当の支給状況	7
第8表 給料表別の通勤手当の支給状況	8
第9表 給料表別の諸手当の支給状況	8
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	10
第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布	27

2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	34
第12表 産業別、企業規模別の調査事業所数	35
第13表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	35
第14表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等	36
第15表 民間における初任給の改定状況	54
第16表 民間における給与改定の状況	54
第17表 民間における定期昇給の実施状況	55
第18表 民間における家族手当の支給状況	55
第19表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	56
第20表 民間における特別給の支給状況	56
第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	57
第22表 民間における定年制の状況	57
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	57

3 生計費関係

令和5年4月の標準生計費算定方法	58
第24表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費	59
参 考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	59

4 労働経済関係

第25表 労働経済指標	60
-------------	----

1 職員給与関係

令和5年職員給与実態調査の概要

1 調査目的

この調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）等の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与並びに民間事業所の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける職員

- ・岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）
- ・岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第65号）
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第35号）
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年条例第36号）

3 調査基準日

令和5年4月1日現在

4 調査事項

①職員の経歴等に関する事項

- ア 年齢
- イ 性別
- ウ 最終学歴
- エ 採用年月日
- オ 経験月数
- カ 適用給料表
- キ 級・号給
- ク 職名・職種

②職員の給料・諸手当に関する事項

- ア 給料（平成28年4月1日の等級別基準職務表の医療職給料表（三）の格付け見直しに伴う差額（経過措置額）を含む。）
- イ 給料の調整額
- ウ 扶養手当
- エ 地域手当
- オ 住居手当
- カ 通勤手当
- キ 管理職手当
- ク 初任給調整手当
- ケ 単身赴任手当
- コ 特殊勤務手当（月額）
- サ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当
- シ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当
- ス 寒冷地手当
- セ 義務教育等教員特別手当
- ソ 産業教育手当
- タ 定時制通信教育手当
- チ 農林漁業普及指導手当

第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成

区分 給料表		計	性別		学歴別			
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	18,571	10,963	7,608	15,984	663	1,920	4
	構成比	100.0	59.0	41.0	86.1	3.6	10.3	0.0
行政職	職員数	4,777	3,108	1,669	3,638	308	828	3
	構成比	25.7	65.1	34.9	76.2	6.4	17.3	0.1
公安職	職員数	3,562	3,128	434	2,350	174	1,037	1
	構成比	19.2	87.8	12.2	66.0	4.9	29.1	0.0
教育職(一)	職員数	3,449	1,868	1,581	3,333	61	55	-
	構成比	18.6	54.2	45.8	96.6	1.8	1.6	-
教育職(二)	職員数	59	36	23	58	1	-	-
	構成比	0.3	61.0	39.0	98.3	1.7	-	-
小中教育職	職員数	6,214	2,553	3,661	6,116	98	-	-
	構成比	33.5	41.1	58.9	98.4	1.6	-	-
研究職	職員数	227	179	48	225	2	-	-
	構成比	1.2	78.9	21.1	99.1	0.9	-	-
医療職(一)	職員数	26	21	5	26	-	-	-
	構成比	0.1	80.8	19.2	100.0	-	-	-
医療職(二)	職員数	141	68	73	126	15	-	-
	構成比	0.8	48.2	51.8	89.4	10.6	-	-
医療職(三)	職員数	116	2	114	112	4	-	-
	構成比	0.6	1.7	98.3	96.6	3.4	-	-

注:1 再任用職員、育休代替任期付職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)

2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第2表 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	18,571	41.4	18.8	346,779	9,493	3,981	360,253
行 政 職	4,777	42.7	20.1	332,908	9,175	6,579	348,662
公 安 職	3,562	38.8	17.4	334,215	14,515	6,158	354,888
教 育 職 (一)	3,449	44.5	21.3	376,447	9,152	4,723	390,322
教 育 職 (二)	59	39.2	16.0	350,958	10,898	3,896	365,752
小 中 教 育 職	6,214	40.2	17.2	348,288	7,171	-	355,459
研 究 職	227	43.0	18.6	350,682	10,775	5,485	366,942
医 療 職 (一)	26	41.3	14.6	438,765	7,538	76,016	522,319
医 療 職 (二)	141	45.1	19.4	347,065	7,851	3,886	358,802
医 療 職 (三)	116	38.6	15.4	310,144	2,151	2,385	314,680

注:給料には、給料の調整額及び医療職給料表(三)の格付け見直しに伴う差額を含む。

第3表 給料表別、級別の平均給与月額等

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
行政職	1級	606	24.7	2.5	206,470
	2級	588	29.9	7.0	248,741
	3級	879	37.8	14.8	313,846
	4級	644	45.1	22.4	386,633
	5級	1,374	51.6	29.4	412,759
	6級	533	55.1	32.9	431,794
	7級	99	56.7	34.0	454,796
	8級	34	57.4	34.9	484,344
	9級	20	57.3	34.5	527,365

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
公安職	1級	292	22.7	2.8	223,070
	2級	511	27.9	6.1	263,124
	3級	741	34.7	13.0	311,193
	4級	1,132	42.0	20.3	386,083
	5級	568	48.9	27.7	437,214
	6級	193	49.9	28.4	459,052
	7級	80	50.7	29.7	476,215
	8級	28	55.1	34.8	480,968
9級	17	57.6	36.7	493,037	

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(一)	1級	73	37.5	14.3	305,462
	2級	2,969	43.4	20.3	381,270
	特2級	175	50.2	26.9	451,997
	3級	162	54.3	31.3	483,536
	4級	70	57.7	34.5	492,844

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	52	38.1	14.7	355,891
	特2級	4	43.7	21.1	432,371
	3級	3	53.6	30.8	447,851
	4級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
小中教育職	1級	-	-	-	-
	2級	5,143	37.5	14.5	336,867
	特2級	269	48.3	25.2	422,653
	3級	425	53.1	30.1	449,148
	4級	377	56.9	34.1	455,521

注：給料には、給料の調整額及び医療職給料表(三)の格付け見直しに伴う差額を含む。

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
研究職	1級	8	23.7	0.8	214,361
	2級	91	32.4	7.9	301,525
	3級	93	50.0	25.2	411,910
	4級	29	56.3	32.3	446,055
	5級	6	58.7	35.8	483,185

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(一)	1級	11	28.5	3.4	391,690
	2級	3	37.4	10.3	516,587
	3級	4	49.6	23.0	602,040
	4級	8	56.2	27.6	664,226

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	20	28.7	3.5	240,691
	3級	26	36.6	10.8	304,632
	4級	15	43.3	14.2	336,740
	5級	63	51.1	26.1	405,642
	6級	15	56.2	31.6	423,548
	7級	2	58.4	30.5	448,545
	8級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(三)	1級	-	-	-	-
	2級	24	25.3	1.7	228,547
	3級	27	29.0	5.6	262,122
	4級	28	38.6	15.1	316,433
	5級	25	52.7	29.9	398,030
	6級	12	57.5	35.1	427,470
	7級	-	-	-	-

第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況

区分 給料表	受給者						非受給者
	調整数別人員					1人当たり 手当額	
	1	2	3	4	計		
全給料表	人 1,640	人 88	人 19	人 7	人 1,754	円 11,743	人 16,817
行政職	25	74	16	7	122	19,405	4,655
公安職	-	-	3	-	3	33,700	3,559
教育職(一)	971	-	-	-	971	11,112	2,478
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	59
小中教育職	613	-	-	-	613	10,993	5,601
研究職	29	3	-	-	32	11,150	195
医療職(一)	-	-	-	-	-	-	26
医療職(二)	2	11	-	-	13	18,754	128
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	116

第5表 給料表別の扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者		扶養親族			職員1人 当たり扶 養親族数	非受給者
	人員	1人当たり 手当額	配偶者	子	父母等		
全給料表	人 8,140	円 21,658	人 3,852	人 13,020	人 412	人 0.9	人 10,431
行政職	2,065	21,226	988	3,070	152	0.9	2,712
公安職	2,231	23,175	1,403	3,900	18	1.5	1,331
教育職(一)	1,501	21,029	630	2,288	95	0.9	1,948
教育職(二)	27	23,815	11	53	1	1.1	32
小中教育職	2,131	20,909	736	3,419	139	0.7	4,083
研究職	114	21,456	58	174	4	1.0	113
医療職(一)	8	24,500	8	15	-	0.9	18
医療職(二)	50	22,140	15	82	3	0.7	91
医療職(三)	13	19,192	3	19	-	0.2	103

第6表 給料表別の地域手当の支給状況

区分 給料表	受給者									非受給者
	支給率別人員								1人当たり 手当額	
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	計		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	人
全給料表	25	35	-	1	5	1	6,291	6,358	11,628	12,213
行政職	20	8	-	1	2	1	2,735	2,767	11,359	2,010
公安職	5	1	-	-	3	-	2,022	2,031	10,799	1,531
教育職(一)	-	-	-	-	-	-	1,324	1,324	12,303	2,125
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	20	20	11,492	39
小中教育職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,214
研究職	-	-	-	-	-	-	112	112	11,117	115
医療職(一)	-	26	-	-	-	-	-	26	76,016	-
医療職(二)	-	-	-	-	-	-	49	49	11,182	92
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	29	29	9,542	87

第7表 給料表別の住居手当の支給状況

区分 給料表	受給者			非受給者
	借家・借間			
	人員	1人当たり 手当額	1人当たり 家賃額	
	人	円	円	人
全給料表	3,943	25,452	58,258	14,628
行政職	1,162	25,378	59,314	3,615
公安職	311	26,029	63,147	3,251
教育職(一)	838	25,512	57,888	2,611
教育職(二)	20	25,500	65,952	39
小中教育職	1,480	25,375	56,423	4,734
研究職	59	25,954	60,985	168
医療職(一)	12	23,167	68,333	14
医療職(二)	30	24,723	54,950	111
医療職(三)	31	25,113	56,381	85

第8表 給料表別の通勤手当の支給状況

区分 給料表	受給者				
	交通機関のみの 利用者	交通機関と交通 用具の併用者	交通用具使用者	計	1人あたり手当額
	人	人	人	人	円
全給料表	1,372	850	13,885	16,107	10,569
行政職	1,048	461	2,579	4,088	12,517
公安職	185	45	2,573	2,803	7,346
教育職(一)	73	202	2,858	3,133	12,483
教育職(二)	1	1	52	54	9,888
小中教育職	14	63	5,511	5,588	9,085
研究職	14	33	166	213	17,136
医療職(一)	4	1	10	15	11,276
医療職(二)	16	32	74	122	23,984
医療職(三)	17	12	62	91	14,533

第9表 給料表別の諸手当の支給状況

区分 給料表	管理職手当		初任給調整手当		単身赴任手当		特殊勤務手当		特勤勤務手当等	
	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	1,876	58,434	64	118,544	273	32,872	220	18,065	147	26,471
行政職	675	65,157	6	68,050	48	40,667	198	17,324	19	22,545
公安職	105	82,115	-	-	211	31,213	-	-	27	32,837
教育職(一)	232	53,343	-	-	9	30,000	2	9,500	70	23,135
教育職(二)	3	52,500	-	-	1	30,000	-	-	-	-
小中教育職	802	50,383	-	-	2	30,000	-	-	-	-
研究職	23	71,135	2	25,000	2	38,000	-	-	31	30,866
医療職(一)	7	106,957	23	268,543	-	-	4	35,000	-	-
医療職(二)	17	59,859	33	28,848	-	-	16	24,063	-	-
医療職(三)	12	56,300	-	-	-	-	-	-	-	-

注:1 特殊勤務手当は、月額で定められているものに限る。

2 特勤勤務手当等には特勤勤務手当に準ずる手当が、へき地手当等にはへき地手当に準ずる手当がそれ

非受給者
人 2,464
689
759
316
5
626
14
11
19
25

へき地手当等		寒冷地手当		義務教育等 教員特別手当		産業教育手当		定時制通信 教育手当		農林漁業 普及指導手当	
受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
211	26,560	50	5,177	9,721	5,403	292	18,769	153	17,513	145	14,541
13	19,258	2	4,250	-	-	-	-	-	-	145	14,541
-	-	12	6,625	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	4	4,250	3,448	5,659	292	18,769	153	17,513	-	-
-	-	-	-	59	5,358	-	-	-	-	-	-
198	27,040	28	4,888	6,214	5,261	-	-	-	-	-	-
-	-	4	4,250	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

それぞれ含まれている。

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		1							
3			1						
4									
5									
6			1						1
7	7	1							1
8			1						1
9			1						1
10	8	1	1						
11	3	1	1						1
12		45	2						2
13		31	1						6
14	11	32	8						3
15	8	12	14						2
16		6	21	1					
17		8	11						
18	10	36	23						1
19	3	27	6						
20	1	22	16					2	
21		10	17					8	
22	10	38	16					1	
23	5	27	24					5	
24	3	27	18					1	
25		19	19					3	
26	25	39	11					4	
27	5	25	17	1				2	
28	2	32	22					3	
29	91	24	15					2	
30	3	27	13				1	2	
31	3	15	22				11		1
32	91	11	28	1			52		
33	4	8	15				16		
34	12	4	22	1			5		
35	7	6	14				6		
36	66	10	9	6					
37	26	4	14	4			2		
38	20	8	14	9			1		
39	2	3	12	6					
40	70	7	16	2	1		3		
41	32	4	15	6					
42	20	2	22	5					
43	2	2	24	8					
44	12	1	13	20					
45	6		28	21					
46	4		18	23	2				
47	4	1	20	20					
48	3		22	19					
49	1	1	18	20	4	1			
50	2		25	25	6	19			
51	1		22	30	1	47			
52	1		14	31	8	20			
53	2		20	28	13	51			
54	1		14	27	22	21			
55	2	1	14	28	16	36			
56	2		8	29	20	20			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人 4		人 6	人 32	人 26	人 32	人	人	人
58		1	7	35	24	17			
59			6	38	40	28			
60			9	37	40	32			
61	4		6	27	35	15			
62			5	27	35	14			
63	1	1	7	15	45	20			
64		1	8	12	28	19			
65			3	10	29	16			
66	1		4	12	36	10			
67	1		5	7	35	23			
68			2	4	36	18			
69			2	6	37	12			
70			2	1	30	13			
71			2		36	6			
72	1	1	1	2	36	5			
73			2	1	27	6			
74			1		30	6			
75			1	1	24	3			
76			1	2	21	2			
77				1	27	2			
78			1	2	21	1			
79	1		2		21	2			
80					26	2			
81			1		31	1			
82			3		42	3			
83		2	2		44	1			
84					37	1			
85		1	1	1	24	8			
86			1		31				
87			2		39				
88		1	2		42				
89					26				
90			3		29				
91					34				
92			3		39				
93	2		2		118				
94									
95									
96			2						
97			2						
98			2						
99			1						
100			1						
101			5						
102									
103			3						
104									
105									
106									
107			1						
108									
109			5						
110			3						
111		1	2						
112			1						

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113 ⋮ 125	人	人	人 5	人	人	人	人	人	人
計	(331) 606	(260) 588	(354) 879	(216) 644	(409) 1,374	(87) 533	(8) 99	(1) 34	(3) 20
								合計	(1,669) 4,777

注：()内の数字は、女性職員を内書したものである。以下第10表において同じ。

その2 公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6			1						
7	12								
8	1								
9	1								
10	11		1						
11	4								
12	2								
13	2								
14	27		4						
15	2								
16	8		2						
17	3								
18	31		2						
19	2		1						
20	5		3						
21		1	1	3					
22	24	70	9	2					
23	32	6							
24	7	9	8	4					
25	2	2	1		1				
26	59	57	9	1					
27	13	8	3	3					
28	8	20	7	2	1	1			
29	7	4	2	2		1			
30	9	44	9	4	3				6
31		5	1	4					5
32	1	21	14	9	2	1			4
33	3	8	3	7	2				
34	1	45	28	8		1			
35	2	8	3	3	1				
36	2	20	29	12	1				
37		6	5	9					
38	2	33	38	10	5	2			2
39		5	8	6	3	1			
40	1	19	29	14	3				
41		4	13	7	2				
42	1	20	36	16	6				
43	1	5	19	8	3	1			
44	1	20	14	16	6	1		3	
45		3	8	9	4	2		7	
46		13	23	12	9	1		3	
47	1	3	5	10	4	2		8	
48		3	27	19	5			1	
49		5	13	13	7		1	1	
50	1	2	25	27	9	1	1		
51	2	6	8	11	7	3	2		
52	1	5	23	28	8	1	3		
53		3	14	9	7	1	5	1	
54		4	24	33	11	3	2	2	
55		2	5	14	7	1	9		
56		2	15	28	7	6	3		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人	人	人	人	人	人	人	人	人
58		1	12	17	9	2	2	1	
59		3	23	28	12	4	3	1	
60		3	10	14	12	2	5		
61			22	28	8	3	2		
62			9	21	15	2	2		
63		1	11	24	12	1	2		
64		1	10	21	9	4	4		
65		1	5	20	10	1	1		
66		1	9	14	5		2		
67		2	9	20	8	2	2		
68		1	6	21	10	4	6		
69		1	7	17	8	2	1		
70		3	6	10	21	5	4		
71			6	19	10	2	2		
72		1	3	21	8	1	2		
73			7	17	14	3	1		
74			2	22	18	4	1		
75			7	21	12	6	2		
76			4	15	11	5	4		
77		1	3	21	7	7	1		
78			3	14	12				
79			4	20	14	2	1		
80			8	13	6	3	1		
81			6	18	11	7			
82			3	14	11	5	1		
83			4	10	11	2	2		
84			4	14	17	8			
85			5	17	18	4			
86			5	11	14	4			
87			4	13	6	7			
88			3	8	9	4			
89			4	12	7	6			
90			3	11	9	2			
91			3	10	8	2			
92			1	5	10	1			
93			3	5	8	1			
94			4	8	54	45			
95			1	7					
96			2	4					
97			1	6					
98			1	8					
99			1	4					
100			1	4					
101			1	10					
102			2	2					
103			1	5					
104			1	3					
105			1	5					
106			1	9					
107				7					
108				9					
109			1	5					
110				8					
111				5					
112				5					
				2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113	人	人	人	人	人	人	人	人	人
114				3					
115				5					
116			2	5					
117				2					
118				5					
119				3					
120				3					
121				6					
122				2					
123				25					
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135			1						
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	(63) 292	(89) 511	(128) 741	(119) 1,132	(28) 568	(5) 193	(2) 80	(-) 28	(-) 17
								合計	(434) 3,562

その3 教育職給料表(一)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人				
2		人			
3					
4					
5		29			
6					
7		1			
8		19			
9		7			
10		1			
11		2			
12		24			
13		6			
14		3			
15		6			
16		38			
17		5			
18		8			
19		2			
20		10			
21		5			
22		6			
23	1	4			
24		34			
25		4			
26		15			1
27		3			4
28	1	55			1
29		4			
30		12			2
31		3			26
32	1	44			9
33		5			1
34		18			9
35		6			3
36		55			3
37		7			11
38	1	18			
39	1	7	1		
40		52			
41		5			
42		18			
43		10			
44	1	55			
45		8			
46		26			
47		8			
48	1	65			
49		4			
50		26			
51		7	1		
52	1	40		1	
53	1	19	2	2	
54		14			
55		10		1	
56	2	34	1	2	

級 号給	1	2	特2	3	4
57		22	1		
58	1	25		1	
59		21	2	2	
60	1	30	1		
61	1	30			
62	2	24		3	
63	1	27		5	
64	1	25		4	
65		17	1	4	
66	2	9	2		
67		15	1	7	
68	1	14	1	9	
69	1	23	2	4	
70		21	3	8	
71		14	2	3	
72	1	12	2	4	
73		17	1	7	
74	1	18	4	3	
75	2	17	2	8	
76	2	19	2	5	
77	5	11	3	79	
78		18	1		
79		22	3		
80	1	17	2		
81		12	1		
82		10	5		
83	1	19	1		
84	1	20	3		
85	2	14	4		
86	1	19	3		
87	2	23	2		
88	4	19			
89	2	12	5		
90	2	21	4		
91	1	16	6		
92	1	14	10		
93		21	2		
94		20	4		
95		13	4		
96	3	16	3		
97	1	18	9		
98	1	10	5		
99	2	21	5		
100	1	11	5		
101		20	7		
102	1	20			
103	2	19	4		
104	1	19	3		
105		14	1		
106	1	18			
107		10	2		
108	1	15	1		
109	1	14	35		
110		13			
111	1	13			
112		13			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
113	1	10			
114	1	18			
115		24			
116		25			
117	2	14			
118		13			
119	1	16			
120		20			
121		23			
122		20			
123		21			
124		14			
125		21			
126		15			
127		13			
128		23			
129		29			
130	1	23			
131		26			
132		35			
133		51			
134		58			
135		60			
136		81			
137		92			
138		78			
139		63			
140		55			
141		52			
142		55			
143		24			
144		22			
145		23			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	(25) 73	(1,449) 2,969	(55) 175	(39) 162	(13) 70
			合計	(1,581) 3,449	

その4 教育職給料表(二)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
17					
18					
19					
20		1			
⋮					
26					
27					
28					
29		1			
30					
31					
32		1			
33					
34					
35					
36		1			
37					
38		1			
39		1			
40		2			
41					
42		1			
43					
44		1			
45					
46					
47					
48		3			
⋮					
54					
55					
56		1			
57					
58					
59					
60		1			
61					
62					
63					
64					
65		1			
66		2			
67					
68		1			
69			1		
70					
71					
72		1	1		
73					
74		2			
75					
76		1	1		
77		1			
78		1			
79			1		
80					

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
81		1			
82		2			
83		1			
84					
85					
86		2			
87					
88					
89					
90				1	
91				1	
92					
93				1	
94					
95		1			
96					
97					
98					
99					
100		1			
101		1			
102		2			
103		1			
104		1			
105		2			
106					
107					
108		1			
109		2			
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116		1			
117					
118					
119		1			
120		1			
121					
122					
123					
124		1			
125					
126					
127		1			
128		1			
⋮					
134					
135		1			
136		1			
⋮					
142					
143		1			
⋮					
157					
計	-	(23) 52	4	3	-

合計	(23) 59
----	------------

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人				
2		人			
3					
⋮					
17		150			
18					
19		7			
20		146			
21		20			8
22		4			19
23		4			94
24		137			25
25		15			9
26		9			47
27		7			13
28		143	1		16
29		11			18
30		14	1		13
31		9			8
32		54			9
33		10			4
34		11			7
35		8			11
36		133			6
37		9			70
38		15	1		
39		15	1		
40		166	2		
41		7			
42		18			
43		13			
44		163			
45		9			
46		36			
47		17	2		
48		174			
49		10			
50		37			
51		26	1		
52		149	1		
53		10			
54		34	1		
55		29	2		
56		147	1		
57		15	1		
58		36	2		
59		33	3		
60		126			
61		21	1		
62		39			
63		26	4		
64		69	1		
65		55	3		
66		38	6		
67		23	4		
68		64	1	1	

級 号給	1	2	特2	3	4
69	人				
70		48	4	1	
71		41	4		
72		37	8	1	
73		56	6	3	
74		43	2	2	
75		48	1	8	
76		35	6	6	
77		43	3	2	
78		47	1	4	
79		16	6	4	
80		25	11	12	
81		45	6	9	
82		44	1	7	
83		38	8	12	
84		36	3	11	
85		27	10	24	
86		30	4	8	
87		35	6	15	
88		35	2	19	
89		29	7	24	
90		22	8	19	
91		23	2	16	
92		29	2	16	
93		29	5	22	
94		33	8	179	
95		18	6		
96		38	10		
97		20	8		
98		34	6		
99		40	4		
100		28	3		
101		37	5		
102		46	7		
103		33	2		
104		28	5		
105		39	3		
106		36	4		
107		25	3		
108		25	4		
109		31	2		
110		28	33		
111		20			
112		32			
113		27			
114		28			
115		34			
116		22			
117		29			
118		19			
119		22			
120		22			
121		19			
122		34			
123		18			
124		19			
125		23			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
125		17			
126		18			
127		11			
128		18			
129		16			
130		14			
131		20			
132		17			
133		11			
134		14			
135		19			
136		12			
137		14			
138		10			
139		15			
140		13			
141		22			
142		18			
143		27			
144		39			
145		35			
146		37			
147		52			
148		49			
149		79			
150		53			
151		49			
152		41			
153		25			
154		37			
155		22			
156		10			
157		20			
計	-	(3,279) 5,143	(137) 269	(140) 425	(105) 377
				合計	(3,661) 6,214

その6 研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1	人				
2					
⋮					
12		3			
13		1			
14					
15					
16		1			
17					
18		1			
19		1			
20		2			
21					
22		5			
23					
24					
25		2			
26		3			3
27		2			
28					1
29	2				
30		2	1		
31		3			2
32	4	4			
33		2	3		
34		3	1		
35		1			
36	1	3			
37	1		1		
38			3		
39		2			
40			1		
41					
42		3			
43		2	2		
44		1	2		
45		2	1		
46		2	4	1	
47		1	2	5	
48		2	2	4	
49			2	1	
50				1	
51		1	2	3	
52			2	1	
53			1	3	
54		3	2		
55		2		1	
56		1	2		
57		2		3	
58		1			
59		1	2	1	
60		2	1		
61		1			
62		2	1	1	
63		2	1	1	
64		2			

級 号給	1	2	3	4	5
65		1		1	
66		2			
67			2		
68		1	1		
69		1	1		
70			1		
71		2	1		
72		1		1	
73		3	1	1	
74		3	1		
75					
76					
77		1	3		
78					
79					
80		1			
81			1		
82					
83			1		
84					
85			3		
86			3		
87			4		
88			4		
89			27		
90		1			
91					
⋮					
121					
計	(2) 8	(32) 91	(12) 93	(2) 29	(-) 6
				合計	(48) 227

その7 医療職給料表(一)

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				1
8				
9				1
10				
11	1			
12				
13				
14	3			
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22	1			
23				
24				
25				
26	1			
27			1	
28				
29		1		
30				
31				
32	4			
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40	1			
41				
42				
43				
44				
45				
46		1		1
47				1
48			1	
49		1		
50				
51				
52				
53				
54				
55			1	
56				
57				
58				
59				
60				
61			1	
62				
63				
64				
65				4
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	(3) 11	(-) 3	(2) 4	(-) 8
			合計	(5) 26

級 号給	1	2	3	4
89	人	人	人	人
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	(3) 11	(-) 3	(2) 4	(-) 8
			合計	(5) 26

その8 医療職給料表(二)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
：								
10		1						
11								
12		1						
13		1						
14								
15								
16								
17		1						
18								
19								
20								
21								
22		1						
23								
24		3						
25							1	
26		1					1	
27			1	1				
28		1	1					
29		1	1					
30		1						
31			1					
32								
33					1			
34		2	4					
35		1		1				
36		2	2					
37			2	1				
38		2	1					
39			1		1			
40			1	1				
41			1	1				
42				2				
43			1	2		2		
44				1		5		
45		1	3		1			
46					2			
47			1			1		
48			1	1	2			
49			1	2	2			
50			1	1	1			
51					1		1	
52							1	
53							3	
54					1		1	
55					1			
56								
57					2			
58					1			
59								
60								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
61					1			
62					1			
63					3			
64					1			
65						1		
66					2			
67					2			
68					1			
69								
70					1			
71					1			
72								
73					1			
74					3			
75					1			
76					2			
77								
78					2			
79					2			
80					1			
81					1			
82					1			
83					2			
84					1			
85					17			
86				1				
87								
88								
89								
90								
91								
92			1					
∴								
100								
101								
104			1					
105								
∴								
113								
計	-	(10) 20	(14) 26	(10) 15	(33) 63	(6) 15	(-) 2	-
							合計	(73) 141

その9 医療職給料表(三)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1			6				
2							
3							
4			1				
5			2				
6							
7			1				
8							
9		5	2				
10			2	1			
11			2				
12		7					
13		1	1	1			
14				1			
15			1	1			
16		7		1			
17		1					
18			2	1			
19		1	1	1			
20			2				
21			2	1			
22				1			
23			1	2			
24			1				
25							
26		1		2			
27							
28							
29							
30				1			
31		1					
32							
33				1			
34							
35							
36							
37							
38							
39				1	1		
40							
41				2	1		
42							
43						1	
44				1	1	2	
45						1	
46				1		1	
47				2			
48				1	1		
49				1		1	
50							
51				1			
52						1	
53							
54						1	
55						1	
56						1	
57							
58					1		
59							
60				1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61							
62							
63						1	1
64					1		
65						1	
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74				1			
75							
76							
77					2		
78							
79					4		
80					1		
81					1		
82					1		
83					1		
84							
85				1			
86							
87					2		
88					3		
89							
90					1		
91							
92							
93					2		
94							
95							
⋮							
113							
⋮							
125							
⋮							
153							
⋮							
169							
計	-	(22) 24	(27) 27	(28) 28	(25) 25	(12) 12	- 116
						合計	(114) 116

第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	7									7
19	11									11
20	18									18
21	14									14
22	86									86
23	134									134
24	101	1								102
25	129									129
26	33	87								120
27	24	88								112
28	11	99								110
29	10	107								117
30	7	61	37							105
31	9	52	68							129
32	2	24	64							90
33	2	17	56				1			76
34	4	11	71				1			87
35	1	9	68							78
36		5	75							80
37	1	5	87							93
38		3	87	3						93
39		4	63	21						88
40		3	47	41						91
41		3	24	55						82
42	1	1	28	102	2					134
43			13	92	12	1				118
44		1	10	85	40					136
45		2	9	64	54	1				130
46			7	36	88				1	132
47		1	6	32	112	4		1		156
48			7	16	104	7				134
49			9	15	118	16				158
50		1	2	15	118	18			1	155
51		2	9	9	107	38	2			167
52	1		4	16	106	43	5			175
53		1	6	17	89	54		1		168
54			7	6	105	66	7	1		192
55			5	5	79	70	9	4	1	173
56			3	4	55	62	18	4	1	147
57			2	4	69	58	24	7	5	169
58			1	4	57	52	11	9	4	138
59			4	2	59	43	21	7	7	143
計	606	588	879	644	1,374	533	99	34	20	4,777

その2 公安職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	12									12
19	15									15
20	31									31
21	42									42
22	63									63
23	80		1							81
24	20	71	1							92
25	10	77	6							93
26	7	77	8							92
27	3	79	22							104
28	1	74	22							97
29	3	52	31	1						87
30	2	23	76	5						106
31	3	10	70	11						94
32		10	67	16						93
33		10	78	31						119
34		7	64	41						112
35		2	63	63	2					130
36		8	40	67	4					119
37		4	29	66	1					100
38		1	36	87	10	1				135
39		4	17	74	16	2				113
40		2	23	67	19	5				116
41			18	78	17	7				120
42			23	73	30	7	1			134
43			19	76	43	10	4			152
44			4	62	28	11	1			106
45			8	57	28	10	5			108
46			2	53	40	12	8			115
47			4	32	25	12	3			76
48			2	32	45	14	12			105
49			2	31	33	19	8	1		94
50			1	23	34	7	6			71
51				15	17	12	1	4		49
52			2	17	19	4	5	2		49
53			2	16	17	6	6	2	1	50
54				9	20	7	4	5	2	47
55				6	22	9	3	4	1	45
56				3	18	7	3	3	1	35
57				7	34	5	3	2	2	53
58				7	24	14	6	1	4	56
59				6	22	12	1	4	6	51
計	292	511	741	1,132	568	193	80	28	17	3,562

その3 教育職給料表(一)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		29				29
23		27				27
24	2	33				35
25	1	52				53
26	1	51				52
27		65				65
28	1	78				79
29	3	89				92
30	3	77				80
31	4	89				93
32	2	92				94
33	2	86				88
34	3	85				88
35	4	112	1			117
36	6	62				68
37	11	77				88
38	5	69	2			76
39	6	75	2			83
40	2	74	3			79
41	2	73	1			76
42	7	61	8			76
43	1	69	5			75
44	1	58	10			69
45		60	13			73
46	1	63	7	1		72
47		56	15	4		75
48		61	14	2		77
49		69	13	12		94
50	1	67	13	9	1	91
51		85	7	16		108
52	1	77	9	16		103
53	1	94	2	16		113
54	1	116	4	15	4	140
55		106	7	16	8	137
56		114	2	16	8	140
57		138	16	11	14	179
58	1	139	6	9	16	171
59		141	15	19	19	194
60						
61						
62						
計	73	2,969	175	162	70	3,449

その4 教育職給料表(二)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23		1				1
24						
25						
26		3				3
27		4				4
28		1				1
29		4				4
30						
31		1				1
32		1				1
33		2				2
34		2				2
35		2				2
36		2				2
37		2				2
38		3				3
39		3				3
40						
41		5				5
42		2	1			3
43		2	2			4
44		1				1
45		1	1			2
46						
47		3				3
48		1				1
49		2				2
50		2		1		3
51		1				1
52		1		1		2
53						
54						
55						
56						
57				1		1
58						
59						
60						
61						
62						
計	-	52	4	3	-	59

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
22		150				150
23		173				173
24		163				163
25		173				173
26		190				190
27		199				199
28		210				210
29		217				217
30		232				232
31		216				216
32		199				199
33		222	2			224
34		175				175
35		178	2			180
36		159				159
37		157	4			161
38		135	2			137
39		148	6			154
40		139	5			144
41		116	11			127
42		132	13			145
43		107	14			121
44		119	16			135
45		94	18			112
46		92	20	5		117
47		91	24	8		123
48		71	16	13		100
49		79	28	28	1	136
50		73	16	50	2	141
51		58	13	51	4	126
52		54	7	55	6	122
53		88	5	55	14	162
54		77	8	61	31	177
55		87	9	40	49	185
56		85	7	22	78	192
57		87	1	8	65	161
58		98	10	14	66	188
59		100	12	15	61	188
60						
61						
62						
計	-	5,143	269	425	377	6,214

その6 研究職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22	2					2
23	3					3
24	3	2				5
25		4				4
26		9				9
27		5				5
28		6				6
29		10				10
30		5				5
31		5				5
32		6				6
33		1				1
34		5				5
35		9				9
36		6				6
37		5				5
38		5				5
39		4	1			5
40		2	2			4
41		1	2			3
42			5			5
43			7			7
44			5			5
45			3			3
46			5			5
47			4			4
48			5			5
49			5			5
50		1	3	1		5
51			8	1		9
52			7	2		9
53			8			8
54			4	4		8
55			8	3		11
56			4	6		10
57			2	3	2	7
58			5	5	1	11
59				3	3	6
60				1		1
計	8	91	93	29	6	227

その7 医療職給料表(一)

級 年齢	1	2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人
22					
23					
24					
25	1				1
26	3				3
27	1				1
28					
29	3				3
30	2				2
31	1				1
32					
33		1			1
34					
35					
36					
37			1	1	2
38		1			1
39		1			1
40					
41					
42				1	1
43					
44			1		1
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53			1		1
54					
55					
56					
57				1	1
58					
59				1	1
60				1	1
61				1	1
62					
63			1		1
64				1	1
65					
66				1	1
計	11	3	4	8	26

その8 医療職給料表(二)

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
級 歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24		2							2
25		2							2
26		2							2
27		3							3
28		2							2
29		3							3
30		3							3
31		1	3						4
32		1	4						5
33									
34			6						6
35			4						4
36			3						3
37		1	1						2
38				2					2
39			2	2					4
40				2					2
41			1	2					3
42					3				3
43				1	1				2
44					5				5
45				1	1				2
46				1	4				5
47				2	2				4
48				1	7				8
49					3				3
50				1	3				4
51					7	2			9
52					6	2			8
53			1		2				3
54					6	1			7
55			1		1	1			3
56					3	1			4
57					3	3	1		7
58					6	2			8
59						3	1		4
計	-	20	26	15	63	15	2	-	141

その9 医療職給料表(三)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22		2						2
23		7						7
24		9						9
25		2	4					6
26		1	3					4
27		1	6					7
28			3					3
29			5					5
30				1				1
31			1	1				2
32				3				3
33		1	3	2				6
34			1	2				3
35				2				2
36			1					1
37								
38		1		3				4
39				4				4
40				2				2
41				2				2
42				2	1			3
43					1			1
44				1	1			2
45				1				1
46								
47					1			1
48				1				1
49					1			1
50								
51					3			3
52					3			3
53				1	5			6
54					2	1		3
55					2	1		3
56						3		3
57					3	1		4
58					1	4		5
59					1	2		3
計	-	24	27	28	25	12	-	116

2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、岡山市人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所898事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により、21層に層化し、これらの層から246事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

ア 調査実人員

8,731人（うち初任給関係650人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は52,754人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別、企業規模別の調査事業所数

産 業	企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計			216	88	94	34
農 業 , 林 業 , 漁 業			0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建設業			10	2	6	2
製 造 業			103	34	50	19
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業			44	21	18	5
卸 売 業 , 小 売 業			21	11	6	4
金 融 業 , 保 険 業、 不動産業, 物品賃貸業			3	3	0	0
教育, 学習支援業、医療, 福祉、 サービス業			35	17	14	4

- 注：1 上記調査事業所のほか、調査に際し、規模が調査の対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が27所あった。
- 2 調査対象事業所246所から規模が調査の対象外であることが判明した事業所3所を除いた243所に占める調査完了事業所216所の割合（調査完了率）は、88.9%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、
「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	学 歴		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒		200,151	205,459	197,152	191,699
	短 大 卒		182,077	185,067	180,692	175,997
	高 校 卒		169,427	172,347	168,807	161,417
新 卒 技 術 者	大 学 卒		205,780	212,867	206,497	189,268
	短 大 卒		187,490	192,331	186,946	174,662
	高 校 卒		171,069	170,949	174,432	161,725
新 卒 事 務 員 及 新 卒 技 術 者	大 学 卒		202,160	207,666	200,643	190,533
	短 大 卒		184,047	187,555	182,965	175,386
	高 校 卒		170,112	171,796	171,136	161,571

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものである。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)		
							円
事 務	支 店 長	11	52.4	647,336	15	647,321	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	52.6	635,688	0	635,688	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	51.7	687,190	65	687,125	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	11	53.7	728,047	733	727,314	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	53.7	816,732	1,218	815,514	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	55.6	607,511	0	607,511	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	168	53.2	588,539	1,949	586,590	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	115	53.4	598,884	1,335	597,549	
	短 大 卒	14	53.1	585,645	10,801	574,844	
	高 校 卒	38	52.9	563,351	578	562,773	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 部 長	163	53.4	595,390	5,133	590,257	同 上
	大 学 卒	107	52.7	607,077	1,866	605,211	
	短 大 卒	14	56.2	615,613	4,761	610,852	
	高 校 卒	41	54.6	562,729	13,868	548,861	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

注：1 「時間外手当等」とは、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。以下本表において同じ。

2 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和5年4月分平均支給額の欄を(*)としている。以下本表において同じ。

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	60	54.6	566,163	26,458	539,705	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	49	54.9	581,955	31,109	550,846	
	短 大 卒	4	53.0	454,443	11,053	443,390	
	高 校 卒	7	53.4	520,563	0	520,563	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	65	51.8	529,259	1,909	527,350	同 上
	大 学 卒	47	51.7	528,326	2,808	525,518	
	短 大 卒	7	54.0	566,229	13	566,216	
	高 校 卒	11	50.7	507,448	0	507,448	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	288	50.9	534,951	18,817	516,134	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	205	50.0	535,253	21,226	514,027	
	短 大 卒	25	49.4	512,126	5,186	506,940	
	高 校 卒	57	54.2	541,474	15,996	525,478	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 課 長	437	48.8	525,986	22,049	503,937	同 上
	大 学 卒	242	48.1	539,694	16,134	523,560	
	短 大 卒	34	50.1	507,431	8,747	498,684	
	高 校 卒	159	49.7	510,121	33,300	476,821	
	中 学 卒	2	50.5	489,640	46,745	442,895	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	119	49.9	517,952	49,704	468,248	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	87	49.0	518,146	62,846	455,300	
	短 大 卒	11	49.5	451,576	45,948	405,628	
	高 校 卒	21	52.5	534,537	17,964	516,573	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	160	46.5	489,195	28,396	460,799	同 上
	大 学 卒	90	44.5	487,125	22,605	464,520	
	短 大 卒	9	47.9	511,870	8,451	503,419	
	高 校 卒	60	50.5	491,587	44,799	446,788	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 係 長	450	45.9	445,124	66,611	378,513	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	264	43.7	447,836	72,603	375,233	
	短 大 卒	52	48.0	385,312	38,940	346,372	
	高 校 卒	132	49.9	462,437	64,057	398,380	
	中 学 卒	2	42.6	390,854	38,461	352,393	
種	技 術 係 長	618	46.1	478,324	75,257	403,067	同 上
	大 学 卒	299	44.5	459,302	66,784	392,518	
	短 大 卒	40	45.3	431,624	49,448	382,176	
	高 校 卒	279	48.3	510,673	90,390	420,283	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	380	45.4	376,519	35,676	340,843	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	198	43.2	382,169	35,395	346,774	
	短 大 卒	40	46.6	339,434	24,692	314,742	
	高 校 卒	140	47.8	378,465	38,610	339,855	
	中 学 卒	2	45.1	315,193	19,609	295,584	
技 術	技 術 主 任	554	41.2	415,640	56,794	358,846	同 上
	大 学 卒	272	39.8	417,124	50,344	366,780	
	短 大 卒	41	44.8	388,159	66,600	321,559	
	高 校 卒	239	43.2	419,081	67,232	351,849	
	中 学 卒	2	49.2	371,473	47,463	324,010	
関 係 職	事 務 係 員	2,010	37.9	297,667	34,512	263,155	
	大 学 卒	1,101	35.7	305,559	37,897	267,662	
	短 大 卒	272	42.1	278,196	26,326	251,870	
	高 校 卒	636	40.3	291,477	31,806	259,671	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 係 員	1,572	33.8	327,276	52,451	274,825	
	大 学 卒	854	32.3	336,674	56,996	279,678	
	短 大 卒	186	34.2	306,197	46,043	260,154	
	高 校 卒	524	35.7	319,348	47,657	271,691	
	中 学 卒	8	47.7	349,352	47,956	301,396	

2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	11	52.4	647,336	15	647,321	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	52.6	635,688	0	635,688	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	51.7	687,190	65	687,125	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	8	54.6	784,866	1,034	783,832	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	54.3	877,810	1,452	876,358	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	55.2	554,816	0	554,816	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	86	53.4	593,949	1,556	592,393	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	67	53.1	587,738	2,086	585,652	
	短 大 卒	6	52.9	563,292	0	563,292	
	高 校 卒	13	54.2	622,771	210	622,561	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	77	53.8	678,505	7,891	670,614	同 上
	大 学 卒	51	53.6	691,182	3,657	687,525	
	短 大 卒	7	54.8	762,462	13,858	748,604	
	高 校 卒	19	54.0	619,746	17,393	602,353	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	17	51.0	525,440	1,943	523,497	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と 認められる部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	10	48.9	547,977	3,314	544,663	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	6	53.3	517,081	0	517,081	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	22	51.3	532,666	7,781	524,885	同 上
	大 学 卒	17	51.2	522,067	10,225	511,842	
	短 大 卒	3	53.2	565,794	0	565,794	
	高 校 卒	2	48.0	567,850	0	567,850	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	145	50.2	551,343	17,276	534,067	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と 認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	98	48.8	548,169	19,503	528,666	
	短 大 卒	10	47.6	514,028	1,276	512,752	
	高 校 卒	36	54.5	568,296	15,419	552,877	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 課 長	225	49.6	605,221	37,208	568,013	同 上
	大 学 卒	125	48.2	627,566	29,596	597,970	
	短 大 卒	17	53.8	591,730	10,884	580,846	
	高 校 卒	82	50.8	576,698	53,471	523,227	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	49	49.6	529,799	21,038	508,761	前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	26	46.7	519,907	23,696	496,211	
	短 大 卒	5	50.3	452,850	33,642	419,208	
	高 校 卒	18	52.1	547,880	17,126	530,754	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	90	47.0	513,273	20,437	492,836	同 上
	大 学 卒	49	45.1	509,631	12,428	497,203	
	短 大 卒	2	49.5	537,707	0	537,707	
	高 校 卒	39	51.2	518,491	41,016	477,475	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	250	45.7	479,636	85,377	394,259	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	148	43.6	474,560	91,081	383,479	
	短 大 卒	21	46.8	411,870	58,458	353,412	
	高 校 卒	80	50.2	508,026	79,672	428,354	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 係 長	366	46.8	524,994	82,535	442,459	同 上
	大 学 卒	135	44.1	501,167	69,836	431,331	
	短 大 卒	21	44.7	486,979	59,503	427,476	
	高 校 卒	210	49.4	549,515	95,883	453,632	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	210	45.9	391,752	36,622	355,130	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	93	43.5	395,035	35,504	359,531	
	短 大 卒	23	44.8	358,680	26,084	332,596	
	高 校 卒	93	48.3	394,406	39,389	355,017	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 主 任	314	39.8	445,474	62,904	382,570	同 上
	大 学 卒	137	37.9	443,816	52,782	391,034	
	短 大 卒	16	41.5	444,759	96,791	347,968	
	高 校 卒	160	42.9	448,992	76,399	372,593	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 係 員	1,083	38.0	300,160	36,908	263,252	
	大 学 卒	563	35.6	307,418	41,197	266,221	
	短 大 卒	161	42.3	276,013	23,811	252,202	
	高 校 卒	358	40.4	297,641	34,867	262,774	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 係 員	728	32.8	341,510	57,284	284,226	
	大 学 卒	356	31.9	360,679	66,792	293,887	
	短 大 卒	96	30.9	309,584	47,674	261,910	
	高 校 卒	274	34.1	327,186	48,745	278,441	
	中 学 卒	2	57.2	367,041	25,282	341,759	

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	3	51.5	589,567	0	589,567	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	66	53.2	601,335	742	600,593	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	37	54.1	649,603	219	649,384	
	短 大 卒	5	52.7	635,698	2,441	633,257	
	高 校 卒	23	51.8	516,019	968	515,051	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 部 長	73	53.5	552,205	3,624	548,581	同 上
	大 学 卒	52	52.2	555,477	214	555,263	
	短 大 卒	5	57.1	552,341	221	552,120	
	高 校 卒	16	56.3	541,526	15,911	525,615	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	39	56.6	594,819	37,534	557,285	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	36	56.7	600,986	39,656	561,330	
	短 大 卒	2	56.4	522,706	18,792	503,914	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	38	52.7	539,970	8	539,962	同 上
	大 学 卒	28	52.3	531,114	7	531,107	
	短 大 卒	4	54.4	566,397	19	566,378	
	高 校 卒	6	53.0	554,671	0	554,671	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	111	52.7	519,025	26,342	492,683	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	84	52.5	526,440	28,928	497,512	
	短 大 卒	10	52.0	537,373	12,921	524,452	
	高 校 卒	17	54.1	472,293	21,458	450,835	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	167	48.8	478,185	11,462	466,723	同 上
	大 学 卒	95	48.1	483,882	5,904	477,978	
	短 大 卒	10	49.4	455,951	5,440	450,511	
	高 校 卒	61	49.6	473,569	21,018	452,551	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	57	50.9	519,251	86,141	433,110	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	49	50.8	532,826	92,134	440,692	
	短 大 卒	5	48.3	451,173	61,116	390,057	
	高 校 卒	3	55.6	400,776	26,364	374,412	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	64	45.4	447,068	44,765	402,303	同 上
	大 学 卒	37	43.1	442,206	44,452	397,754	
	短 大 卒	7	46.6	490,543	15,428	475,115	
	高 校 卒	20	49.3	444,431	53,229	391,202	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	161	46.2	397,849	37,759	360,090	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	98	43.7	405,733	39,959	365,774	
	短 大 卒	22	50.1	389,161	32,396	356,765	
	高 校 卒	40	50.0	382,300	35,101	347,199	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 係 長	214	45.1	418,046	65,981	352,065	同 上
	大 学 卒	147	44.7	422,586	63,997	358,589	
	短 大 卒	13	47.4	376,605	37,070	339,535	
	高 校 卒	54	45.7	414,539	79,182	335,357	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	112	44.8	356,747	35,947	320,800	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	74	42.2	367,399	35,161	332,238	
	短 大 卒	12	49.8	321,643	21,067	300,576	
	高 校 卒	26	49.2	345,659	44,789	300,870	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	189	44.4	362,953	45,678	317,275	同 上
	大 学 卒	109	43.6	369,544	46,473	323,071	
	短 大 卒	21	48.8	337,509	34,549	302,960	
	高 校 卒	58	44.7	357,671	48,484	309,187	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 係 員	738	38.1	298,938	32,630	266,308	
	大 学 卒	437	36.0	307,043	35,213	271,830	
	短 大 卒	87	42.1	286,698	30,775	255,923	
	高 校 卒	214	40.8	287,662	28,146	259,516	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 係 員	688	35.0	316,326	50,457	265,869	
	大 学 卒	419	32.8	318,764	50,753	268,011	
	短 大 卒	75	38.1	310,038	47,718	262,320	
	高 校 卒	188	38.5	312,684	50,792	261,892	
	中 学 卒	6	45.1	344,549	54,113	290,436	

4 規模100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	16	52.5	498,081	9,718	488,363	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	11	52.2	496,531	20	496,511	
	短 大 卒	3	54.1	527,816	47,162	480,654	
	高 校 卒	2	51.3	458,498	105	458,393	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	13	51.8	497,227	2,340	494,887	同 上
	大 学 卒	4	50.5	515,142	8,865	506,277	
	短 大 卒	2	56.5	512,436	0	512,436	
	高 校 卒	6	51.0	489,725	0	489,725	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	4	46.3	419,790	864	418,926	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	3	48.5	435,872	1,189	434,683	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	5	45.7	424,338	2,837	421,501	同 上
	大 学 卒	2	45.5	516,631	7,961	508,670	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	45.8	373,228	0	373,228	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	32	49.6	452,738	60	452,678	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	23	49.7	459,804	0	459,804	
	短 大 卒	5	49.6	443,358	376	442,982	
	高 校 卒	4	49.5	429,668	0	429,668	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	45	46.0	415,308	7,299	408,009	同 上
	大 学 卒	22	47.3	425,401	7,071	418,330	
	短 大 卒	7	42.3	410,380	10,649	399,731	
	高 校 卒	16	45.6	403,611	6,410	397,201	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	13	45.2	401,032	7,656	393,376	前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課長代理級専門 職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	12	44.5	397,249	8,294	388,955	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	6	45.9	428,676	17,854	410,822	同 上
	大 学 卒	4	45.4	436,363	27,794	408,569	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 係 長	39	45.4	363,311	36,159	327,152	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	18	44.7	381,816	47,013	334,803	
	短 大 卒	9	45.0	309,087	8,928	300,159	
	高 校 卒	12	46.9	376,326	40,163	336,163	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 係 長	38	44.4	392,818	61,034	331,784	同 上
	大 学 卒	17	45.7	417,444	65,003	352,441	
	短 大 卒	6	41.6	368,226	45,230	322,996	
	高 校 卒	15	43.9	375,401	61,963	313,438	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	58	43.8	341,132	30,243	310,889	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	31	44.7	366,592	35,546	331,046	
	短 大 卒	5	45.5	302,589	28,722	273,867	
	高 校 卒	21	42.6	317,466	23,981	293,485	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 主 任	51	41.4	337,221	42,483	294,738	同 上
	大 学 卒	26	42.1	345,027	40,632	304,395	
	短 大 卒	4	41.6	319,097	69,920	249,177	
	高 校 卒	21	40.5	330,641	39,883	290,758	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 員	189	36.8	272,850	24,104	248,746	
	大 学 卒	101	35.3	282,729	23,438	259,291	
	短 大 卒	24	40.0	259,877	27,012	232,865	
	高 校 卒	64	37.9	263,048	23,987	239,061	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 係 員	156	34.2	278,607	25,472	253,135	
	大 学 卒	79	31.6	279,477	25,536	253,941	
	短 大 卒	15	36.5	245,900	18,286	227,614	
	高 校 卒	62	36.6	284,543	26,920	257,623	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当等 (B)	(A - B)	
技能・労務関係職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	4	52.5	304,721	4,050	300,671	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	8	61.0	761,957	0	761,957	
	大学教授	63	57.2	677,632	0	677,632	
	大学准教授	54	48.5	575,833	0	575,833	
	大学講師	61	43.5	523,849	0	523,849	
	大学助教	45	34.9	341,907	0	341,907	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	-	-	-	-	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校教諭	-	-	-	-	-	
研究関係職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	21	47.7	614,352	827	613,525	
	研究室(係)長	2	46.0	387,975	0	387,975	
	主任研究員	17	46.1	492,800	32,481	460,319	
	研究員	57	44.2	394,283	22,407	371,876	
研究補助員	21	48.8	278,878	3,132	275,746		
医療関係職種	病院長	3	59.1	1,675,890	0	1,675,890	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	8	60.6	1,459,189	139,503	1,319,686	
	医科長	34	49.5	1,277,160	228,308	1,048,852	
	医師	39	37.8	994,051	209,909	784,142	
	歯科医師	3	44.5	737,109	38,336	698,773	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	6	40.2	407,509	50,655	356,854	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	31	39.4	347,619	41,607	306,012	
	診 療 放 射 線 技 師	50	38.8	335,815	41,276	294,539	
	臨 床 検 査 技 師	40	37.5	320,412	41,131	279,281	
	栄 養 士	44	37.3	266,683	15,969	250,714	
	理 学 療 法 士	77	33.1	283,702	15,944	267,758	
	作 業 療 法 士	66	35.0	291,359	15,874	275,485	
	総 看 護 師 長	6	55.4	463,396	36,480	426,916	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	50	50.3	449,578	77,992	371,586	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	171	37.7	358,433	71,720	286,713	
	准 看 護 師	34	51.0	350,034	47,318	302,716	

第15表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴		項目 企業規模	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
岡山県	大学卒	規模計	39.6	(65.3)	(34.7)	(0.0)	60.4
		500人以上	43.3	(72.2)	(27.8)	(0.0)	56.7
		100人以上 500人未満	36.1	(66.7)	(33.3)	(0.0)	63.9
		100人未満	39.1	(69.2)	(30.8)	(0.0)	60.9
	高校卒	規模計	28.0	(64.8)	(35.2)	(0.0)	72.0
		500人以上	34.6	(84.6)	(15.4)	(0.0)	65.4
		100人以上 500人未満	23.5	(54.5)	(45.5)	(0.0)	76.5
		100人未満	28.1	(69.8)	(30.2)	(0.0)	71.9
全国	大学卒	規模計	49.5	(55.7)	(43.8)	(0.6)	50.5
		500人以上	87.5	(62.5)	(37.2)	(0.2)	12.5
		100人以上 500人未満	52.4	(53.6)	(45.9)	(0.4)	47.6
		100人未満	25.4	(50.7)	(47.7)	(1.7)	74.6
	高校卒	規模計	28.6	(62.5)	(37.1)	(0.3)	71.4
		500人以上	56.2	(68.3)	(31.2)	(0.5)	43.8
		100人以上 500人未満	28.5	(61.9)	(37.8)	(0.3)	71.5
		100人未満	14.7	(53.3)	(46.7)	(0.0)	85.3

注：1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第16表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階		項目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
岡山県	係 員		55.1	5.3	0.0	39.6
	課 長 級		44.1	8.9	0.0	47.0
全国	係 員		47.3	3.5	0.3	48.9
	課 長 級		42.4	4.2	0.2	53.3

注： ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階		項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
				増 額	減 額	変化なし			
岡山 県	係 員		94.1	94.1	40.7	1.1	52.3	0.0	5.9
	課 長 級		80.8	80.8	33.2	0.7	47.0	0.0	19.2
全 国	係 員		87.1	86.5	37.4	2.7	46.4	0.6	12.9
	課 長 級		81.2	80.4	33.1	2.3	45.0	0.8	18.8

- 注：1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 定期昇給実施の各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と実施の計は一致しない場合がある。

第18表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無	事業所割合		
	岡山県	全国	
家族手当制度がある	73.2%	75.5%	
配偶者に家族手当を支給する	62.1%	56.2%	
家族手当制度がない	26.8%	24.5%	
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	10,747円	12,744円
	配偶者と子1人	17,488円	19,272円
	配偶者と子2人	23,870円	25,373円

- 注：1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は、岡山県で84.9%、全国で74.5%である。
 3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
 備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、父母等については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される（配偶者、父母等の支給月額については、行政職給料表7級以下の職員に支給される額）。

第19表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位：%)

	在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を実施していない
		を支給する	を支給しない	
岡山県	44.0	(24.2)	(75.8)	56.0
全国	41.9	(30.8)	(69.2)	58.1

注： () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(単位：%)

	検討している	検討していない
岡山県	14.5	85.5

注： 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第20表 民間における特別給の支給状況

区 分		岡 山 県			全 国		
		事務・技術等従業員		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員		
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	338,427 円		385,616 円		292,357 円	
	上 半 期 (A ₂)	340,738		391,088		297,878	
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	754,540 円		840,471 円		568,806 円	
	上 半 期 (B ₂)	766,626		907,309		581,387	
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.23 月分		2.18 月分		1.95 月分	
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.25		2.32		1.95	
	年 間 計	4.48月分		4.49月分			

注：1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは令和5年2月から7月までの期間をいう。

2 全国の年間における支給割合は、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 職員の場合、年間支給月数は、平均で4.40月である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模		項目	係 員		課 長 級		部 長 級(非役員)	
			一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
岡 山 県	規 模 計	54.1	45.9	46.6	53.4	45.5	54.5	
	500人以上	55.7	44.3	43.9	56.2	42.6	57.4	
	100人以上 500人未満	53.3	46.7	47.4	52.6	45.6	54.4	
	100人未満	53.3	46.7	50.0	50.0	51.9	48.2	
全 国	規 模 計	54.9	45.1	51.4	48.6	50.8	49.2	
	500人以上	51.7	48.3	45.2	54.8	45.3	54.7	
	100人以上 500人未満	55.8	44.2	52.2	47.8	51.6	48.4	
	100人未満	54.9	45.1	53.3	46.7	52.4	47.6	

注： 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第22表 民間における定年制の状況

(単位：%)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60歳	61歳以上	
		岡 山 県	100.0	
全 国	99.2	79.2	20.0	0.8

注： 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位：%)

区 分		項目	給与減額あり		給与減額なし
				60歳で減額	
岡 山 県	課 長 級		64.9	36.2	35.1
	非 管 理 職		65.1	36.2	34.9
全 国	課 長 級		43.8	29.1	56.2
	非 管 理 職		39.8	25.7	60.2

- 注： 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 生計費関係

令和5年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（岡山市・勤労者世帯）における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」（総務省）及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）等により、令和5年4月の費目別標準生計費をもとに算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第24表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	33,070 円	33,340 円	52,500 円	71,660 円	90,820 円
住居関係費	44,500	47,340	43,020	38,690	34,370
被服・履物費	6,380	4,340	7,020	9,710	12,390
雑費 I	18,920	19,680	37,690	55,690	73,700
雑費 II	13,830	16,150	22,460	28,780	35,080
計	116,700	120,850	162,690	204,530	246,360

参考

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.371	0.584	0.797	1.010
住居関係費	0.894	0.812	0.731	0.649
被服・履物費	0.290	0.469	0.648	0.827
雑費 I	0.178	0.341	0.504	0.667
雑費 II	0.227	0.315	0.404	0.493

4 労働経済関係

第25表 労働経

項目		年月		令和3年(度)	令和4年(度)	令和4年4月	5月	6月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全 国	〔調査 産業計〕	きまって支給する給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	298,239 1.7	304,480 2.1	307,905 2.5	301,194 2.2	304,007 2.3	
			うち所定内給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	274,444 1.1	279,633 1.9	281,865 2.2	277,201 1.9	280,002 2.1	
			うち所定外給与	(円) ※年度平均	23,795	24,847	26,040	23,993	24,005	
	〔調査 産業計〕	総実労働時間数	(時間) ※年度平均	142.5	143.5	149.0	137.6	149.6		
		うち所定外労働時間数	(時間) ※年度平均	11.7	12.2	12.9	11.7	12.1		
		岡山県	〔調査 産業計〕	きまって支給する給与	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	265,321 △ 1.5	270,452 1.9	272,492 2.5	270,071 2.2	272,529 3.1
	うち所定内給与	(円) ※年平均		244,770	247,586	249,458	248,038	251,208		
	うち所定外給与	(円) ※年平均		20,551	22,866	23,034	22,033	21,321		
	〔調査 産業計〕	総実労働時間数	(時間) ※年平均	144.6	144.0	148.4	139.5	152.0		
		うち所定外労働時間数	(時間) ※年平均	11.3	11.8	11.8	11.6	12.0		
消費支出 (総務省 家計調査)	全 国	全世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	279,024 0.4	290,865 4.2	304,510 1.2	287,687 2.4	276,885 6.4		
		勤労者世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	309,469 1.2	320,627 3.6	344,126 1.6	314,979 △ 0.9	300,489 6.9		
	岡 山 市	全世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	276,603 5.4	303,131 9.6	309,041 1.6	351,611 33.8	267,859 2.5		
		勤労者世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	295,256 1.5	321,431 8.9	351,788 8.5	391,483 46.4	280,033 15.2		
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年度比・ 前年同月比(%)	0.1	3.2	2.5	2.5	2.4		
		岡 山 市	前年度比・ 前年同月比(%)	0.0	2.9	1.6	2.0	2.1		
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年度比・ 前年同月比(%)	7.1	9.5	10.2	9.6	9.8			
雇 用	常用雇用指数	〔調査 産業計〕	〔厚生労働省毎月 勤労統計調査〕	前年度比・ 前年同月比(%)	△ 0.4	△ 0.3	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	
	完全失業率(総務省労働力調査)			(%) ※年度平均	2.8	2.6	2.6	2.6	2.6	
	有効求人倍率 (厚生労働省, 岡山労働局)	全 国			(倍) ※年度平均	1.16	1.31	1.24	1.25	1.27
			岡 山 県			(倍) ※年度平均	1.41	1.55	1.50	1.52

注: 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模の30人以上の数値(「再集計値」)である。

2 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「所定外給与」及び「常用雇用指数」は令和2年基準である。

3 「消費支出」は「全国」、「岡山市」いずれも農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。

4 「消費者物価指数」及び「国内企業物価指数」は令和2年基準である。

5 「完全失業率」及び「有効求人倍率」の月別の数値は季節調整値である。

济 指 標

7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	5月
303,699	301,851	304,032	305,314	305,698	305,890	303,874	303,526	306,819	310,867	307,674
2.0	2.3	2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0	2.1
279,066	277,677	279,695	279,874	280,041	280,051	279,485	279,057	281,620	285,120	283,500
1.9	2.2	2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2	2.2
24,633	24,174	24,337	25,440	25,657	25,839	24,389	24,469	25,199	25,747	24,174
147.0	139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	140.9
12.1	11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	11.7
271,593	269,348	269,061	272,262	270,255	272,509	269,281	266,574	267,445	269,995	269,385
3.1	2.2	1.5	1.5	1.6	1.7	0.8	0.3	△ 1.7	△ 1.0	△ 0.3
248,986	247,446	246,449	248,091	246,294	248,541	245,721	242,102	243,525	245,121	246,512
22,607	21,902	22,612	24,171	23,961	23,968	23,560	24,472	23,920	24,874	22,873
147.2	139.6	143.3	145.4	144.9	144.4	136.9	141.0	146.7	147.9	140.0
11.4	11.0	11.9	13.0	11.9	12.4	12.4	12.0	12.1	12.1	11.1
285,313	289,974	280,999	298,006	285,947	328,114	301,646	272,214	312,758	303,076	286,443
6.6	8.8	5.9	5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	△ 0.5	△ 0.4
317,575	322,438	313,989	328,684	308,122	353,794	331,130	298,749	340,016	334,229	311,830
4.9	9.6	6.2	5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.1	△ 2.9	△ 1.0
295,452	309,886	310,482	290,604	320,836	375,282	312,319	289,440	322,371	291,401	304,540
16.1	30.7	33.6	2.9	10.6	24.7	1.0	27.2	19.6	△ 5.7	△ 13.4
311,756	328,067	297,454	314,409	286,921	394,784	303,234	306,015	366,029	317,044	313,667
14.4	25.2	19.3	3.9	△ 7.5	27.1	△ 16.6	20.8	29.1	△ 9.9	△ 19.9
2.6	3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2
2.3	2.4	2.6	3.2	3.9	4.1	4.3	3.4	3.5	3.7	3.2
9.5	9.8	10.4	9.7	10.0	10.6	9.5	8.3	7.4	5.8	5.1
△ 0.6	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8
2.6	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6
1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31
1.57	1.59	1.59	1.60	1.62	1.63	1.59	1.57	1.59	1.52	1.53

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月4日 発行

岡山県人事委員会事務局

〒703-8278

岡山市中区古京町1丁目7番36号(岡山県庁分庁舎2階)

電話 086-226-7559

FAX 086-273-7272